

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 9 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 2 5 ～ 2 9 年度

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 石垣 健彦 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 朝川 知昭 企画課長 医政局医療経営支援課 樋口 浩久 医療経営支援課長 年金局資金運用課 宮崎 敦文 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 相浦 亮司 労災保険業務課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 牧野 利香 政策評価官

3．評価の実施に関する事項

4．その他評価に関する重要事項

1．全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
		A	A	B	B
評価に至った理由					

2．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）		S	A○	A○	A○	A○	1－1	
福祉医療貸付事業（医療貸付事業）		S	A○	B○	A○	A○	1－2	
福祉医療貸付事業（債権管理）		S	A	B○	B○	B○	1－3	指標設定困難
福祉医療経営指導事業		A	A○	B○	A○	A○	1－4	
社会福祉振興助成事業		A	B	B	B	B	1－5	
退職手当共済事業		S	A○	A○	B○	A○	1－6	
心身障害者扶養保険事業		A	B	B	B	B	1－7	
福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)		A	A	B	B	B	1－8	
年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		A	A	B	B	B	1－9	指標設定困難
承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務		A	B	B	B	B	1－10	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務・システムの効率化と情報化の 推進		A	B	B	B	B	2－1	指標設 定困難
経費の節減		A	A	B	A	B	2－2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
運営費交付金以外の収入の確保		A	B	B	B	B	3－1	指標設 定困難
自己資金調達による貸付原資の確保								
不要財産の国庫納付								
Ⅳ．その他の事項								
効率的かつ効果的な業務運営体制の 整備		S	B	B	B	B	4－1	指標設 定困難
業務管理（リスク管理）の充実		S	B	B	B	B	4－2	指標設 定困難
人事に関する事項		A	B	B	B	B	4－3	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）		
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備及び地域包括ケアの推進が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 688・696

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
協調融資金融機関 数（計画値）	最 終 年 度 に 340 機関以上	－	8 機関以上	8 機関以上	8 機関以上	8 機関以上	8 機関以上 (340 機関)			予算額（千円）	57,624,268	58,695,810	56,631,833	53,671,310	50,243,455
協調融資金融機関 数（実績値）	－	300 機関	19 機関 (319 機関)	9 機関 (328 機関)	11 機関 (339 機関)	10 機関 (349 機関)	13 機関 (362 機関)			決算額（千円）	56,267,306	55,564,450	53,036,595	49,531,304	44,632,132
達成度	－	－	237.5%	112.5%	137.5%	125.0%	162.5%			経常費用（千円）	56,529,828	55,424,956	53,670,378	50,780,093	43,050,664
貸付審査期間の短 縮（計画値）	30 日以内	－	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内			経常利益（千円）	△1,091,873	△2,224,052	△724,007	△6,399	2,170,668
貸付審査期間の短 縮（実績値）	－	27.5 日	28.2 日	28.1 日	26.1 日	29.2 日	27.9 日			行政サービス実施コ スト（千円）	8,340,682	4,266,491	7,552,262	5,981,907	△537,862
達成度	－	－	106.4%	106.8%	114.9%	102.7%	107.5%			従事人員数	188.46 人	190.30 人	187.44 人	191.43 人	198.74 人
資金交付の迅速化 （計画値）	15 営業日以内	－	15 営業日 以内	15 営業日 以内	15 営業日 以内	15 営業日 以内	15 営業日 以内								
資金交付の迅速化 （実績値）	－	7.7 営業日	7.5 営業日	7.4 営業日	7.5 営業日	7.8 営業日	7.6 営業日								
達成度	－	－	200.0%	202.7%	200.0%	192.3%	197.4%								

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
					業務実績	自己評価								
	第4 業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 （1）国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定め	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事	＜主な定量的指標＞ ① 併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。 ② 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。 ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内を維持する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実	＜主要な業務実績＞ ① 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、平成28年度末349機関のところ、平成29年度末においては362機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できる体制整備を推進した。 ② 審査業務について、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間は27.9日となった。 ③ 資金交付業務について、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間は7.6営業日となった。 （実績） <table><tr><th>区 分</th><th>平成29事業年度</th></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>239,621,200 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>240,034,200 千円</td></tr></table> ○ 国及び地方公共団体の福祉政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した平成29年度融資方針に基づき実施した。 なお、平成29年度融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、機構ホームペ	区 分	平成29事業年度	貸付契約額	239,621,200 千円	資金交付額	240,034,200 千円	＜評定と根拠＞ 評定：A ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（225件）、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（437件）を実施、また、社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げによる優遇融資（4件）を実施した結果、平成29年度における審査実績は983件201,659百万円、貸付契約額は239,621百万円、資金交付額は240,034百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生に貢献することができた。 さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、介護ロボット・ICTの導入や都市部の借地を利用して施設整備する場合の建築資金に対し、無担保貸付制度の融資限度額を拡充する融資制度（無担保貸付限度額3,000万円）や、営利法人等が行う在宅サービス事業等の災害復旧事業について、貸付利率を無利子とする融資制度を創設した。 ○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付・復興貸付の実施について周知す	評定	＜評定に至った理由＞
						区 分	平成29事業年度							
貸付契約額	239,621,200 千円													
資金交付額	240,034,200 千円													

	た融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。	業を実施する。	施しているか。	ージに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あて通知により周知した。 ○ 貸付審査の実績は、次のとおりである。 《貸付審査の実績》（金額の単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th colspan="2">平成 28 年度</th><th rowspan="2">前年度比 (金額)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>老人福祉関係施設</td><td>294</td><td>140,420</td><td>371</td><td>187,300</td><td>75.0</td></tr><tr><td>うち特養</td><td>244</td><td>131,902</td><td>312</td><td>179,690</td><td>73.4</td></tr><tr><td>児童福祉関係施設</td><td>475</td><td>42,553</td><td>534</td><td>46,458</td><td>91.6</td></tr><tr><td>うち保育所</td><td>341</td><td>28,225</td><td>369</td><td>29,838</td><td>94.6</td></tr><tr><td>障害者福祉関係施設</td><td>200</td><td>16,789</td><td>198</td><td>15,653</td><td>107.2</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>14</td><td>1,898</td><td>16</td><td>3,509</td><td>54.1</td></tr><tr><td>計</td><td>983</td><td>201,659</td><td>1,119</td><td>252,919</td><td>79.7</td></tr></table>	施設の種類	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	294	140,420	371	187,300	75.0	うち特養	244	131,902	312	179,690	73.4	児童福祉関係施設	475	42,553	534	46,458	91.6	うち保育所	341	28,225	369	29,838	94.6	障害者福祉関係施設	200	16,789	198	15,653	107.2	そ の 他	14	1,898	16	3,509	54.1	計	983	201,659	1,119	252,919	79.7	るなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（22 件 4,293 百万円）、貸付契約（35 件 4,287 百万円）及び資金交付（47 件 3,857 百万円）にあつては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した社会福祉施設等の開設者に対する個別融資相談(2回1件)など、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 また、平成 28 年熊本地震において被災した社会福祉施設等の開設者に対しても、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（5 件 143 百万円）、貸付契約（6 件 181 百万円）及び資金交付（12 件 291 百万円）にあつては、最優先に実施することで被災施設等の復旧を支援するとともに、被災した社会福祉施設等の開設者や地方自治体等との意見交換(9回)や個別融資相談（3 回 4 件）など、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPR（58 回）を行うなど、制度周知を積極的に実施した。 ○ 国の福祉政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設等の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営
施設の種類	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比 (金額)																																																					
	件数	金額	件数	金額																																																						
老人福祉関係施設	294	140,420	371	187,300	75.0																																																					
うち特養	244	131,902	312	179,690	73.4																																																					
児童福祉関係施設	475	42,553	534	46,458	91.6																																																					
うち保育所	341	28,225	369	29,838	94.6																																																					
障害者福祉関係施設	200	16,789	198	15,653	107.2																																																					
そ の 他	14	1,898	16	3,509	54.1																																																					
計	983	201,659	1,119	252,919	79.7																																																					
	（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設	（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設	（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、お客さまサービスの向上及び民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧・復興に資す	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 a 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための特別養護老人ホーム等の施設整備について、融資率の引上げ（一律 90%）等の優遇措置を実施した。（実績：225 件 120,313 百万円） b 子育て安心プランの実現に向けた保育所等の施設整備について、融資率の引上げ（一律 90%）等の優遇措置を実施した。（実績：437 件 39,299 百万円） c 介護施設等における介護ロボット・ICT の導入等に伴う無担保貸付制度を拡充した。（実績：5 件 78 百万円） d 災害復旧事業における無利子貸付対象施設等を拡充した。 ○ 介護施設等における介護ロボット・ICT の導入等に伴う無担保貸付制度についてのチラシを作成し、福祉関係団体が開催するセミナー等において配布した。 ○ 東日本大震災や平成 28 年熊本地震で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた																																																					

	等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。	等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。	るため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。	し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。	災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑かつきめ細やかな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。（審査実績：東日本大震災 22 件 4,293 百万円、平成 28 年熊本地震 5 件 143 百万円） ○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方公共団体や関係団体と連携を図り、被災した社会福祉施設等の開設者に対する個別融資相談会（東日本大震災：1 回 2 件、平成 28 年熊本地震：3 回 4 件）を実施した。 ○ 7 月の福岡県、大分県、秋田県の大雨による災害、9 月の大分県の台風 18 号及び 10 月の三重県、京都府、和歌山県の台風 21 号による災害に対する取扱いについて、機構ホームページによる周知、プレスリリース及び福祉関係団体に対してメール等による周知を迅速に行った。	が可能となるよう、機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。（平成 29 年度相談実績 1,533 件） これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.6%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。 ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、民間金融機関が開催する研修会（2 回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（4 回）において、経営サポートセンターと連携して、機構が保有する社会福祉施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ○ 全国地方銀行協会との意見交換会については、厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換（3 回）を行った。 また、民間金融機関との広範な連携を図るため、新たに第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換（9 回）を行った。 ○ 併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事業については、借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行うなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画（目
	（3）福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（3）利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	（3）利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知や個別融資相談を実施する。 特に、個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面	○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。	○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。 a 機構や福祉関係団体が開催するセミナー等における個別融資相談会（31 回、融資相談件数 144 件）のほか、訪問相談（19 回）を実施した。 また、医療貸付事業と合同で、全国 8 ブロックにおいて個別融資相談会（16 回、融資相談件数 161 件）を開催し、法人経営の安定及び福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。 b 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に出向き、融資制度の P R を行った。（実績：58 回） c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。	

	(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。 なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 また、併せ貸しの一層の普及を図るため、 ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。 ② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の	的かつ専門的な支援・助言を行う。 (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。 また、次の取組を行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。 ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、当該事業を所管する地方公共団体や関係団体等に対して、協調融資制度を周知し、その利用を促進する。 ② 施設整備等において民間金融機関と協	○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。 ○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。 ○ 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。	○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組を行った。 a 民間金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設に関するデータ等を提供した。（実績：2 機関） b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。（実績：3 回） また、民間金融機関との広範な連携を図るため、今年度から、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換会を開催した。（実績：9 回） なお、初回は全国地方銀行協会との合同開催とした。 c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。（実績：4 回） ○ 協調融資機関数については、上記①のとおり、中期計画（目標 340 機関）に対して 362 機関まで拡大した。 ○ 児童福祉事業及び障害者福祉事業については、事業規模が比較的小さいこと、また、補助金や交付金などの補助割合が高いことなどから、併せ貸しの利用が低調であるが、更なる利用促進を図るため、次の取組を行った。 a 融資相談時に全ての事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の状況を確認することを徹底した。 b 地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。（実績：58 団体） c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。（実績：4 回） d 全国地方銀行協会等と、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。 ○ 融資対象面積が 5,000 ㎡を超える大規模施設の借入申込案	標 340 機関）に対して覚書締結金融機関数は 362 機関まで拡大し、中期計画を達成するとともに、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができ体制整備を推進した。 ○ 融資対象面積が 5,000 ㎡を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む。）の利用を前提とし、協調融資制度の対象を拡大した。 ○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。 ○ 以上のとおり、平成 29 年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備、耐震化整備、さらに東日本大震災及び平成 28 年熊本地震への対応としての災害復旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するなど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉施設等の基盤整備を支援することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。
--	--	--	--	---	---	--

		95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。	調した融資を推進するため、民間金融機関関係団体と協調融資制度について意見交換を実施する。 ③ 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。		件について、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む。）の利用を前提とした貸付制度への見直しを行った。		
（５）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	（５）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。	（５）中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。	○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業	○ 上記②のとおり。 ○ 上記③のとおり。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照			

				がないか等の検証 を行い、その結果 に基づき、見直し を図っているか。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）			
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 688・696	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
貸付審査期間の短縮（計画値）	30 日以内	－	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内			予算額（千円）	－	－	－	－
貸付審査期間の短縮（実績値）	－	19.5 日	19.4 日	19.3 日	19.3 日	19.3 日	19.5 日			決算額（千円）	－	－	－	－
達成度	－	－	154.6%	155.4%	155.4%	155.4%	153.8%			経常費用（千円）	－	－	－	－
資金交付の迅速化（計画値）	15 営業日以内	－	15 営業日以内	15 営業日以内	15 営業日以内	15 営業日以内	15 営業日以内			経常利益（千円）	－	－	－	－
資金交付の迅速化（実績値）	－	8.9 営業日	9.1 営業日	8.7 営業日	8.9 営業日	8.6 営業日	8.4 営業日			行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－
達成度	－	－	164.8%	172.4%	168.5%	174.4%	178.6%			従事人員数	－	－	－	－

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価			
	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 									

	(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。 特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。	(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。	(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、お客さまサービスの向上及び民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 a 病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備について、優遇金利を適用した。(実績：19 件 27,767 百万円) b 特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）については、融資限度額に特例を適用した。(実績：27 件 63,936 百万円) c 中小規模病院（200 床未満の病院）の施設整備に対する融資については、通常より高い融資率（70%→90%）を適用した。(実績：26 件 42,338 百万円) d 耐震化基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、通常より高い融資率（70%→95%）を適用した。(実績：21 件 45,454 百万円) e 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための病院等の施設整備について、融資率の引上げ（一律 90%）等の優遇措置を実施した。(実績：2 件 4,190 百万円) f 介護老人保健施設における介護ロボット・ICT の導入に伴う無担保貸付制度を拡充した。 ○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための病院等の施設整備及び介護老人保健施設における介護ロボット・ICT の導入に伴う無担保貸付制度についてのチラシを作成し、医療関係団体が開催するセミナー等において配布した。 ○ 東日本大震災や平成 28 年熊本地震で被災した医療関係施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑かつきめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては、最優先で実施することにより被災施設等の復旧を支援した。(審査実績：熊本地震 8 件 4,975 百万円) ○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方公共団体や関係団体と連携を図り、被災した医療関係施設等の開設者に対する個別融資相談会（東日本大震災：1 回 2 件、平成 28 年熊本地震：2 回 2 件）を実施した。 ○ 7 月の福岡県、大分県、秋田県の大雨による災害、9 月の大分県の台風 18 号及び 10 月の三重県、京都府、和歌山県の台風 21 号による災害に対する取扱いについて、機構ホーム	いて、災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図るとともに、個別融資相談会（1 回 2 件）など、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 また、平成 28 年熊本地震で被災した医療関係施設等の開設者に対しても、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（8 件 4,975 百万円）、貸付契約（7 件 4,625 百万円）及び資金交付（59 百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧を支援するとともに、被災した医療関係施設等の開設者や地方公共団体等との意見交換（1 回）や個別融資相談（2 回 2 件）など、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。 ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度の P R （68 回）を行った。 また、事業者の円滑な資金調達及び事業計画の策定を支援する観点から、介護老人保健施設の新設を予定している地方公共団体の公募説明会において、制度案内を行った。 さらに、病院の耐震化整備をより一層促進するため、厚生労働省が全ての病院に対して実施した耐	
--	---	---	---	---	---	---	--

	(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知や融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。 特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。	○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。	ページによる周知、プレスリリース及び医療関係団体に対してメール等による周知を迅速に行った。 ○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令により激甚災害の適用を受ける地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。 a 機構や医療関係団体が開催するセミナー等における個別融資相談会（18回、融資相談件数24件）のほか、訪問相談（50件）を実施した。また、福祉貸付事業と合同で、全国8ブロックにおいて個別融資相談会（19回、融資相談件数87件）を開催するとともに、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。 b 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に出向き、融資制度のPRを行った。（実績：68回） c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体等に公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。 d 事業者の円滑な資金調達及び事業計画の策定を支援する観点から、介護老人保健施設の新設を予定している地方公共団体の公募説明会において、制度案内を行った。 e 老朽化による大規模修繕等の整備計画を支援するため、既往貸付先に対して融資制度の案内を送付した。 f 病院の耐震化整備をより一層促進するため、厚生労働省が全ての病院に対して実施した耐震化の状況調査票に、耐震化整備融資制度の案内を添付し、制度周知を図った。	震化の状況調査票に、耐震化整備融資制度の案内を添付するなどの取組みにより、制度周知を積極的に実施した。 ○ 施設整備等を予定している医療法人等を対象とした融資相談会を全国8ブロックで計19回開催するとともに、機構主催の経営セミナーにおいて個別融資相談（24件）及び訪問相談（50件）を実施し、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。 これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、98.8%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。 ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、民間金融機関が開催する研修会（1回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（4回）において、経営サポートセンターと連携して、機構が保有する医療関係施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ○ 全国地方銀行協会との意見交換会については、厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換（3回）を行った。 また、民間金融機関との広範な連携を図るため、新たに第二地方	
	(4) 民業補完の推	(4) 民間金融機関	(4) これまでの融	○ 融資や経営診断	○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組		

	進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。	と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。 また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。 ① 施設整備等において民間金融機関と協調した融資を推進するため、民間金融機関関係団体と協調融資制度について意見交換を実施する。 ② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。	を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。	みを行った。 a 民間金融機関が開催する研修会において、機構が保有する医療関係施設に関するデータ等を提供した。（実績：1 機関） b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。（実績：3 回） また、民間金融機関との広範な連携を図るため、今年度から、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換会を開催した。（実績：9 回） なお、初回は全国地方銀行協会との合同開催とした。 c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。（実績：4 回） ○ 併せ貸しの更なる利用促進を図るため、次の取組みを行った。 a 融資相談時に全ての事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の状況を確認することを徹底した。 b 地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。（実績：68 団体） c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。 d 全国地方銀行協会等と、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。 ○ 融資対象面積が 5,000 ㎡を超える大規模施設の借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む。）の利用を前提とした貸付制度への見直しを行った。	銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会と意見交換（9 回）を行った。 ○ 併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事業については、借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行うなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画（目標 340 機関）に対して覚書締結金融機関数は 362 機関まで拡大し、中期計画を達成するとともに、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができ体制整備を推進した。 ○ 融資対象面積が 5,000 ㎡を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む。）の利用を前提とし、協調融資制度の対象を拡大した。 ○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。 ○ 以上のとおり、平成 29 年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療施設等の耐震化整備、医療機能分化等を推進する施設整備、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震への対応としての災害復旧支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するなど、国の医療政策に即して民間の医療施
--	---	---	--	--	---	--

	(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間 30 日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間 15 営業日を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。	○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 上記①のとおり。 ○ 上記②のとおり。 ○ 平成 29 年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構や I S O 審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。 ○ 調書No.2・2（経費の節減）参照	設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療施設等の基盤整備を支援することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	---	---	---	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	福祉医療貸付事業（債権管理）		
業務に関連する政策・施策	VII－２－１　社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」　少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築・維持することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、貸付債権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図るため、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 688・696

２．主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
	指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度			
	リスク管理債権比率	－	2.86%	－	－	－	－	－	予算額（千円）	－	－
	リスク管理債権比率（実績値）	－	－	2.40%	2.13%	2.17%	2.30%	2.37%	決算額（千円）	－	－
	達成度	－	－	119.2%	134.3%	131.8%	124.3%	120.7%	経常費用（千円）	－	－
									経常利益（千円）	－	－
									行政サービス実施コスト（千円）	－	－
									従事人員数	－	－

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																																											
					業務実績		自己評価	評価																																																																											
	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	《参考》平成 29 年度末におけるリスク管理債権比率 【全体】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成28年度末</th><th>平成29年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>2.30%</td><td>2.37%</td></tr><tr><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.04%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>延 滞 債 権</td><td>1.04%</td><td>1.07%</td></tr><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>1.21%</td><td>1.22%</td></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権</td><td>80,105百万円</td><td>83,660百万円</td></tr><tr><td>総 貸 付 残 高</td><td>3,488,637百万円</td><td>3,528,102百万円</td></tr></table> ※ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成28年度末：0.40%13,988百万円、平成29年度末：0.30%10,473百万円） 【福祉貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成28年度末</th><th>平成29年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>1.39%</td><td>1.53%</td></tr><tr><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>延 滞 債 権</td><td>0.37%</td><td>0.48%</td></tr><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>1.01%</td><td>0.99%</td></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権</td><td>27,694百万円</td><td>31,887百万円</td></tr><tr><td>総 貸 付 残 高</td><td>1,997,831百万円</td><td>2,090,120百万円</td></tr></table> ※ 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成 28 年度末：0.20%3,949 百万円、平成 29 年度末：0.17%3,543 百万円） 【医療貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成28年度末</th><th>平成29年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>3.52%</td><td>3.60%</td></tr><tr><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.10%</td><td>0.09%</td></tr><tr><td>延 滞 債 権</td><td>1.94%</td><td>1.93%</td></tr><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>0.00%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>1.47%</td><td>1.55%</td></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権</td><td>52,411百万円</td><td>51,772百万円</td></tr><tr><td>総 貸 付 残 高</td><td>1,490,806百万円</td><td>1,437,981百万円</td></tr></table> ※ 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成 28 年度末：0.67%10,038 百万円、平成 29 年度末：0.48%6,930 百万円）			区 分	平成28年度末	平成29年度末	リスク管理債権比率	2.30%	2.37%	破 綻 先 債 権	0.04%	0.05%	延 滞 債 権	1.04%	1.07%	3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%	貸出条件緩和債権	1.21%	1.22%	リ ス ク 管 理 債 権	80,105百万円	83,660百万円	総 貸 付 残 高	3,488,637百万円	3,528,102百万円	区 分	平成28年度末	平成29年度末	リスク管理債権比率	1.39%	1.53%	破 綻 先 債 権	0.00%	0.03%	延 滞 債 権	0.37%	0.48%	3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%	貸出条件緩和債権	1.01%	0.99%	リ ス ク 管 理 債 権	27,694百万円	31,887百万円	総 貸 付 残 高	1,997,831百万円	2,090,120百万円	区 分	平成28年度末	平成29年度末	リスク管理債権比率	3.52%	3.60%	破 綻 先 債 権	0.10%	0.09%	延 滞 債 権	1.94%	1.93%	3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%	貸出条件緩和債権	1.47%	1.55%	リ ス ク 管 理 債 権	52,411百万円	51,772百万円	総 貸 付 残 高	1,490,806百万円	1,437,981百万円	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。 ○ 平成 29 年度末におけるリスク管理債権比率については 2.37%（対前中期目標期間最終年度実績（2.86%）比 82.9%）となり、平成 28 年度よりも若干上昇したが、引き続き、低い水準を維持することができた。 この主要要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、経営サポートセンターと連携し、改善計画（アクションプラン）の策定が困難な貸付先に対する「経営計画策定・実施の手順」を見直し、施設開設間もないイエローゾーン先等に対し、同ツールを活用した経営改善支援等を実施したことなどが挙げられる。 また、貸付先の平成 28 年度決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、実地調査等を実施し、経営状況、財務状況の把握		評価	
					区 分	平成28年度末	平成29年度末																																																																												
リスク管理債権比率	2.30%	2.37%																																																																																	
破 綻 先 債 権	0.04%	0.05%																																																																																	
延 滞 債 権	1.04%	1.07%																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%																																																																																	
貸出条件緩和債権	1.21%	1.22%																																																																																	
リ ス ク 管 理 債 権	80,105百万円	83,660百万円																																																																																	
総 貸 付 残 高	3,488,637百万円	3,528,102百万円																																																																																	
区 分	平成28年度末	平成29年度末																																																																																	
リスク管理債権比率	1.39%	1.53%																																																																																	
破 綻 先 債 権	0.00%	0.03%																																																																																	
延 滞 債 権	0.37%	0.48%																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%																																																																																	
貸出条件緩和債権	1.01%	0.99%																																																																																	
リ ス ク 管 理 債 権	27,694百万円	31,887百万円																																																																																	
総 貸 付 残 高	1,997,831百万円	2,090,120百万円																																																																																	
区 分	平成28年度末	平成29年度末																																																																																	
リスク管理債権比率	3.52%	3.60%																																																																																	
破 綻 先 債 権	0.10%	0.09%																																																																																	
延 滞 債 権	1.94%	1.93%																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%																																																																																	
貸出条件緩和債権	1.47%	1.55%																																																																																	
リ ス ク 管 理 債 権	52,411百万円	51,772百万円																																																																																	
総 貸 付 残 高	1,490,806百万円	1,437,981百万円																																																																																	
					＜評定に至った理由＞																																																																														
	（1）貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続	（1）貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続	（1）貸付債権の適正な管理 ① 審査基準の統一、自己査定の精緻化を	＜評価の視点＞ ○ 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握	＜主要な業務実績＞ ○ 貸付先に係る平成 28 年度決算に基づく事業報告書等を徴求のうえ、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（以下「イエローゾーン先」という。）の抽出基準に基づき経年																																																																														

	的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。	的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。	推進するため、内部プロセス等について分析・検討を行うとともに、必要に応じて、債権区分別の管理を高度化するため、将来的な信用格付けの導入の是非を検討するために必要な事項を抽出し、課題の整理を行う。 ② 福祉医療貸付事業の貸付債権について、大口貸付先など継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を引き続き実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 ③ 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先について、平成28年度には返済猶予期間が満了することから、	するためのフォローアップ調査を実施しているか。 ○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。	のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を10月及び3月の信用リスク分科会において報告のうえ、関係部署にフィードバックした。(実績：4回) ○ 正常先・その他要注意先の管理の高度化等を図るため、次の取組みを行った。 ・ 正常先・その他要注意先に対する実地調査先選定及びイエローゾーン抽出基準について、新たな基準を策定した。 ・ 業況注視先の管理については、「業況注視先の業務手順マニュアル」に基づき、業況注視先から定期的に報告を受けてフォローを行うとともに、必要に応じて実地調査(27貸付先)の実施等により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、業況注視先に係る状況を報告した。(実績：4回) ○ 「個社別管理先に対する経営状況の管理及び報告に係る実施要領」に基づき、平成29年度期首貸付残高が50億円超の貸付先に係る決算状況等について取りまとめ、信用リスク分科会において報告した。 ○ 延滞債権については、貸付先と償還に関する交渉を進めるとともに、貸付条件の変更契約を締結したうえで、返済を再開した。 ○ 貸出条件緩和債権については、引き続き残高プロラタ方式を原則として、民間金融機関等との交渉を図り、融資シェア見合いの返済額の確保を図った。 ○ 東日本大震災により返済条件の変更を行った貸付先については、引き続き業況把握に努めた。 ○ 熊本地震に係る返済猶予先については、6か月間での返済再開が困難な6貸付先に対して、実地調査等によるフォローアップを実施した。 その結果、平成29年度に期限到来した2貸付先については、返済再開が困難であったため、返済猶予延長の措置を講じた。	及び収支改善に向けた方策の提示を行ったほか、3か年の経年分析を実施し、それぞれの結果を信用リスク分科会へ報告を行い、貸付関係部へフィードバックした。 さらに、延滞を繰り返している先(短期延滞先)に対してフォローアップ調査等を実施し、各種支援を行うなど、債権悪化の未然防止に向けた取組みを実践したほか、平成28年度の短期延滞先の傾向等について信用リスク分科会に報告のうえ、貸付関係部へフィードバックしたことなどの効果が現れたことも要因として挙げられる。 ○ 正常先・その他要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、該当する貸付先に対する期中管理の充実を図るため、イエローゾーン先の抽出基準の見直しを行い、新たな基準を策定した。 また、業況注視先の管理については、業務手順マニュアルに基づき、実地調査等フォローアップや経営的な助言を行い、信用リスク分科会において状況を報告した。 さらに、機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先について、一体的かつ効率的な管理を推進するため、実施要領に基づき、平成29年度期首貸付残高が50億円超の貸付先に係る決算状況等を取りまとめ、信用リスク分科会で報告した。 ○ 平成28年熊本地震で被災した貸付先については、平成29年度期初において、6貸付先に対して元利金の返済を猶予(最長3.5年間)する措置を講じているが、平成29年度中に期限が到来した2貸付先については、さらに返済猶予延長	
--	---	---	--	---	--	--	--

			貸付先の状況についてフォローアップを行うとともに、必要に応じ、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。			の措置を講じ、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するために取り組んでいるところである。	
	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むこと。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組む。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 金融機関としての健全性を確保する観点から、信用リスク管理態勢の強化を図るため、次の取組みを行う。 継続的な貸出ポートフォリオのモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析、今後リスク管理債権化する恐れのある債権とリスク管理債権の関連性等の検証を行い、必要に応じて分析結果を貸付関係部にフィードバックする。	○ リスク管理債権の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っているか。 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。	○ 貸出条件緩和債権の管理について、より一層の経営支援機能を発揮する観点から、「条件変更後 3 年以上を経過して経営改善が図られていない先」のうち、8 貸付先へ実地調査指導等を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。 ○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下（貸付残高 1 億円以上）の 18 貸付先について実地調査を実施し、実態把握と経営改善指導に努めた。 ○ 短期延滞先に係る傾向調査を実施するとともに、貸付先の経営状況の変化を早期に察知し、債権悪化防止に資するため、調査結果を信用リスク分科会において報告し、貸付先の危険情報の共有化を図った。 ○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、面談等（88 貸付先、延べ 131 回）を実施するとともに、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。 ○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようにチェックポイントを追加するなどの見直しを行ったうえで、10 貸付先に対して経営改善に向けた取組みを実施した。 ○ 福祉医療経営指導事業等と連携し、イエローゾーン先に対し経営セミナーの受講を促した。	の措置を講じ、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するために取り組んでいるところである。 ＜課題と対応＞ 特になし。	

			・ 信用リスク計量化の導入の是非を検討するために必要な事項を抽出し、課題の整理を行う。 ② 今後リスク管理債権化する恐れのある債権については、毎年度定期的なモニタリングの実施、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行うとともに、福祉医療貸付事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取り組む。				
	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援している	○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。(実績：144 貸付先 256 資金) ○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ 232 件実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権化の未然防止を図った。		

	の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。 ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。	会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。 ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。 ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	か。 ○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見	○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。 ○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、破綻案件については、別除権弁済交渉等により、早期に回収した。 (実績：4 貸付先 246 百万円) ○ 債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等により、回収金等の管理を実施した。 ○ 医療施設においては医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設においては介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権発生 の主な要因であると考えられることから、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問することにより、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じた。 また、リスク管理債権に係る情報については、毎月のガバナンス委員会等で役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めた。 ○ 貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付		
--	--	--	--	--	---	--	--

				直しの必要性等の検討が行われているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照		
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－4	福祉医療経営指導事業			
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 4 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。こうした課題に対応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要がある、福祉医療機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	（参考） 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
1 セミナーあたり 受講者数（計画値）	180 人以上	－	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上				予算額（千円）	－	－	－	－
1 セミナーあたり 受講者数（実績値）	－	231.8 人	238.1 人	221.7 人	223.3 人	224.1 人	238.0 人				決算額（千円）	－	－	－	－
達成度	－	－	132.3%	123.2%	124.1%	124.5%	132.2%				経常費用（千円）	－	－	－	－
セ ミ ナー 有 用 度 （計画値）	平均 80% 以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上				経常利益（千円）	－	－	－	－
セ ミ ナー 有 用 度 （実績値）	－	96.7%	98.5%	96.9%	97.1%	98.1%	97.5%				行政サービス実 施コスト（千円）	－	－	－	－
達成度	－	－	123.1%	121.1%	121.4%	122.6%	121.8%				従事人員数	－	－	－	－
個別経営診断件数 （計画値）	延べ 1,400 件 以上	－	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上 (1,400 件)								
個別経営診断件数 （実績値）	－	延べ 4,658 件	364 件 (364 件)	353 件 (717 件)	309 件 (1,026 件)	337 件 (1,363 件)	429 件 (1,792 件)								
達成度	－	－	130.0%	126.1%	110.4%	120.4%	153.2%								

	個別経営診断有用度（計画値）	平均 80% 以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
	個別経営診断有用度（実績値）	－	95.8%	97.3%	96.9%	95.1%	96.4%	94.5%								
	達成度	－	－	121.6%	121.1%	118.9%	120.5%	118.1%								
	個別経営診断の処理日数（計画値）	50 日以内	－	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内								
	個別経営診断の処理日数（実績値）	－	34.7 日	31.4 日	28.3 日	25.8 日	25.6 日	24.8 日								
	達成度	－	－	159.2%	176.7%	193.8%	195.3%	201.6%								

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。 ② 受講者にとっての有用度を平均80％以上とする。 ③ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。 ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80％以上とする。 ⑤ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。	＜主要な業務実績＞ ① セミナー年間実施計画に基づいて福祉・医療経営セミナーを16回開催し、1セミナーあたりの平均受講者数は238.0人となった。 ② セミナーにおける有用度は、平均97.5%であった。 ③ 個別経営診断における延べ診断件数は429件であった。 ④ 個別経営診断における有用度は、平均94.5%であった。 ⑤ 経営分析診断の平均処理期間は24.8日であった。 ○ 上記①のとおり。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○ 集団経営指導（セミナー）について、1セミナーあたりの平均受講者数は238.0人と中期計画の目標値（180人以上）を大きく上回る実績をあげることができた。セミナーの内容については、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づいた機構職員による講義を行うなど、独自性を発揮するとともに、社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築といった地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均97.5%と中期計画の目標値を大きく上回り、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 また、社会福祉法人、NPO 法人をはじめとする介護福祉事業者を対象に、「融資」「助成」「寄付」などの多様な資金調達の可能性について有識者及び機構職員による講演や対談を行うイベントとして、「資金調達セミナー」を開催し、安定的な事業運営に有益となる情報提供に努めた。 ○ 民間金融機関への経営指導等の研修会、地方公共団体及び社会福祉協議会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査を行うなど、民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及に取り組んだ。	評価	＜評定に至った理由＞

	を広く施設経営者等に提供すること。 ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。 また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等	努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。 (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。 また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、	努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。 (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。 また、社会福祉法人の制度改革を踏まえ、社会福祉法人の経営改革に資するためのセミナーを開催する。 さらに、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するた	○ 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。 ○ セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。 ○ 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向け	○ 上記②のとおり。 ○ セミナーについては、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づいた機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。 また、社会福祉法人制度改革に伴う法人経営等に係る講義、地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築といった地域における施設経営に焦点を当てた講義を追加するなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等に努めることにより、受講者に有用な講義となるよう内容の充実を図った。 ○ 社会福祉法人、NPO法人をはじめとする介護福祉事業者を対象に、「融資」「助成」「寄付」などの多様な資金調達の可能性について、有識者及び機構職員による講演や対談を行うイベントとして「資金調達セミナー」を開催し、安定的な事業運営に有益となる情報提供に努めた。 ○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取り組み等を次のとおり実施した。 a 民間金融機関に対する経営指導等の研修会等 ・ 民間金融機関に職員を派遣し、福祉・医療施設の最近の経営動向や福祉・医療制度及び政策動向等に関する講	○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支援するため、施設の経営状況や社会福祉法改正への対応等に係るリサーチレポート(計20回)を作成し、プレスリリースするとともに、機構ホームページに公表するなど、情報の収集・分析・提供の充実に努めた。この結果、マスコミに記事として計63回引用されており、関係者から一定の評価を得ることができた。 また、地域密着型サービスや居宅介護サービスを担う施設の経営支援の充実強化を図るため、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム及び通所介護事業所に係る経営指標について、新たに経営分析参考指標としてとりまとめた。 ○ 個別経営診断については、通所介護事業所及び認定こども園を簡易経営診断の対象施設として新たに追加したほか、個別支援プログラムとして、内部統制診断、就業規則・給与規程の統合改定、給与規程の現状分析、病院の収支改善状況評価・長期収支計画策定支援などのコンサルティング(11回)を実施し、より積極的な経営改善支援を実施した。 これらの取り組みにより個別経営診断の延べ診断件数は429件となり、平成29年度計画の数値目標(280件以上)を大きく上回るとともに、個別経営診断の利用者にとっての有用度も平均94.5%となり、中期計画の目標値(80%以上)を大きく上回り、施設の健全経営を支援することができた。 ○ 横浜市から「よこはま保健医療プラン策定支援等業務」を受託し、	
--	---	--	--	---	--	---	--

	へ普及を行うこと。 (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支	民間金融機関向けセミナー等を開催する。 (3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。	め、民間金融機関向けセミナー等を開催する。 (3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、福祉医療分野における最新の政策動向等を踏まえた調査を実施し、リサーチレポートとして公表するとともに、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人動向調査を実施する。 また、経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム、個	セミナー等を開催しているか。 ○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。	義を行った。(実績：5 機関 397 名) - 受託金融機関業務研修会議において、機構によるリサーチ結果に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うための講演を行った。(実績：計 4 回 137 機関 166 名) - 福祉医療分野に係る民間金融機関からのデータ提供依頼、疑義照会などに対応した。(実績：5 機関) b 外部講演等講師派遣 - 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営・会計等に関する講演を行った。(実績：地方公共団体 3 回、社協・経営協 18 回、その他民間団体 13 回) c ニーズ調査等 - 民間金融機関向けの講演資料に反映するため、民間金融機関におけるニーズを把握するためのヒアリングを実施した。(実績：5 機関) ○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、改正社会福祉法への対応状況や療養病床の今後の方向等に関するアンケートを実施し、施設の経営状況やアンケートの結果に関するリサーチレポートを作成(20 回)し、プレスリリースするとともに、機構ホームページにおいて公表した。なお、当該レポート内容については、マスコミに 63 回記事として引用された。 また、社会福祉法人や医療法人等の福祉医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体において執筆した。(実績：15 本) ○ 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施した。(実績：4 回、調査対象：505 法人) なお、当該動向調査についてはマスコミに 10 回記事として引用されるなど、福祉医療分野の関係者から一定の評価を得ることができた。 ○ 地域密着型サービスや居宅介護サービスを担う施設の経営支援の充実強化を図るため、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム及び通所介護事業所に係る経営指標について、新たに経営分析参考指標をとりまとめた。 ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断) サービスをWAMNET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保	厚生労働省の医療計画作成指針等の政策動向、神奈川県地域医療構想や同市の医療政策を踏まえた調査分析をとおして次期保健医療プランの策定を支援したほか、八戸市から「八戸市社会福祉法人経営基盤強化支援研修会開催事業」を受託し、社会福祉法人制度改革や施設の経営状況、会計知識などの社会福祉法人の経営に関する内容について、同市が所管する社会福祉法人に対して研修を実施するなど、地方公共団体への支援を積極的に行った。 ○ 以上のとおり、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供するとともに、民間金融機関等への経営指導のノウハウ普及に積極的に取り組んだほか、法人の個別のニーズに対応したコンサルティングを実施するなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	--	---	--

援に努めること。		別支援プログラムの診断手法によりコンサルティングを実施する。		育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設／利用件数：全 2,355 件) ○ 平成 29 年度における経営診断の実績は、次のとおりである。 <table><tr><th>診 断 種 別</th><th>全 体</th><th>うち福祉</th><th>うち医療</th></tr><tr><td>経営分析プログラム</td><td>13</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>ガバナンス診断プログラム</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>個別支援プログラム</td><td>11</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>簡易経営診断</td><td>405</td><td>332</td><td>73</td></tr><tr><td>合 計</td><td>429</td><td>344</td><td>85</td></tr></table> ○ 法人の多様なニーズに応えるため、個別支援プログラムとして、内部統制診断、就業規則・給与規程の統合改定、給与規程の現状分析、病院の収支改善状況評価・長期収支計画策定支援などのコンサルティングを実施した。（実績 11 回） ○ 上記③のとおり。 ○ 通所介護事業所及び認定こども園を簡易経営診断の対象施設として新たに追加した。 ○ 横浜市から「よこはま保健医療プラン策定支援等業務」を受託し、厚生労働省の医療計画作成指針や各検討会にて提示された方向性などの政策動向と神奈川県地域医療構想や同市の医療政策を踏まえた調査分析を行うとともに、平成 30 年度から6年間を計画期間とする次期保健医療プランの策定を支援し、同市における効率的な医療提供体制の構築に寄与した。 ○ 八戸市から「八戸市社会福祉法人経営基盤強化支援研修会開催事業」を受託し、同市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人制度改革の概要や対応の方向性、各種施設の経営動向、会計知識といった社会福祉法人の経営に関する内容について研修を計 2 回、134 法人に対して実施した。 ○ 上記④のとおり。	診 断 種 別	全 体	うち福祉	うち医療	経営分析プログラム	13	6	7	ガバナンス診断プログラム	0	0	0	個別支援プログラム	11	6	5	簡易経営診断	405	332	73	合 計	429	344	85	
診 断 種 別	全 体	うち福祉	うち医療																										
経営分析プログラム	13	6	7																										
ガバナンス診断プログラム	0	0	0																										
個別支援プログラム	11	6	5																										
簡易経営診断	405	332	73																										
合 計	429	344	85																										
	（４）個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1，4 0 0 件以上の診断件数の実施に努める。 また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均 8 0 %	（４）個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、2 8 0 件以上の診断件数の実施に努める。 また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均 8 0 %	○ 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。 ○ 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。 ○ 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成し																										

		以上とする。 (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。 (6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	以上とする。 (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。 (6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	ているか。 ○ 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成しているか。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 上記⑤のとおり。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、実費相当額を上回る収入を確保した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照		
--	--	--	---	--	--	--	--

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－5	社会福祉振興助成事業			
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号及び第 8 号	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 692・696	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
NPO 等への助成（計画値）	80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		予算額（千円）	－	－	－	－	－
NPO 等への助成（実績値）	－	85.8%	81.8%	82.4%	82.0%	85.2%	77.9%		決算額（千円）	－	－	－	－	－
達成度	－	－	102.3%	103.0%	102.5%	106.1%	97.4%		経常費用（千円）	－	－	－	－	－
平均処理期間（計画値）	30 日以内	－	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内		経常利益（千円）	－	－	－	－	－
平均処理期間（実績値）	－	29.2 日	27.1 日	24.2 日	18.3 日	22.1 日	20.9 日		行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
達成度	－	－	110.7%	124.0%	163.9%	135.7%	143.5%		従事人員数	－	－	－	－	－
助成事業の新たな連携（計画値）	85%以上	－	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上							
助成事業の新たな連携（実績値）	－	92.3%	96.1%	94.1%	94.5%	96.0%	97.4%							
達成度	－	－	113.1%	110.7%	111.2%	112.9%	114.6%							
助成事業の利用者満足度（計画値）	80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
助成事業の利用者満足度（実績値）	－	94.0%	95.5%	94.9%	92.2%	95.6%	96.1%							
達成度	－	－	119.4%	118.6%	115.3%	119.5%	120.1%							

	参加者満足度 (計画値)	80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
	参加者満足度 (実績値)	－	97.0%	95.9%	96.8%	98.6%	92.6%	90.1%								
	達成度	－	－	119.9%	121.0%	123.3%	115.8%	112.6%								

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	＜主な定量的指標＞ ① 特別な場合を除き、全助成件数の80％以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ③ 助成先団体のうち、85％以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。 ④ 助成事業が対象とした利用者のうち、80％以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ⑤ 助成事業報告会参加者のうち、80％以上の参加者から満足しているとの回答を得る。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 平成 29 年度助成事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合については、77.9％となった。 ② 平成 29 年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、20.9 日となった。 ③ 平成 29 年度助成事業の助成先団体による自己評価（152 事業）のうち、97.4％（148 事業）の助成先団体から、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があった」との回答を得た。 ④ 平成 29 年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、96.1％の利用者から「満足した」との回答を得た。 ⑤ 助成事業報告会の参加者に対してアンケート調査を実施した結果、90.1％の利用者から「良かった」との回答を得た。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 平成 30 年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。 ○ 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した選定方針に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性の確保を図るとともに、助成対象期間を原則3年に限定することで、固定化の回避に努めた。 ○ 平成 29 年度助成事業で採択された事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合については77.9％となり、引き続き、特定非営利活動法人等を中心に支援することができた。 ○ 平成 29 年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は 20.9 日となり、中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。 ○ 平成 29 年度助成事業の全助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、また、助成事業の実施にあたって課題を抱えている団体については個別訪問による相談・助言を行うことにより、円滑な事業実施を支援するとともに、助成金の不正受給や不正使用の防止に努めた。 ○ 平成 28 年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、スコアリング評価の手法を用いて効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。 ○ 事後評価結果については、報告書としてとり	評価	＜評定に至った理由＞

	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。 (2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。 (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。 (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。 なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を	＜評価の視点＞ ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。 ○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。 ○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。	○ 平成 30 年度助成事業の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、平成 28 年度助成事業の事後評価結果、平成 29 年度助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ「平成 30 年度社会福祉振興助成事業募集要領」及び「平成 30 年度社会福祉振興助成事業募集要領(モデル事業)」を策定のうえ公表した。 ○ 平成 30 年度助成事業の選定にあたっては、利用者の利便性向上のため、これまで個々に策定していた選定方針と募集要領を一本化した募集要領を策定し、国及び審査・評価委員会の了承を得て公表したうえで、当該募集要領に基づき、同委員会において 159 事業 607 百万円の事業を採択した。 ○ 平成 29 年度助成の方針を踏まえ、助成対象期間を原則 3 年に限定した平成 30 年度助成の募集要領を策定し、国及び審査・評価委員会の了承を得て公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査・採択を行った。	まとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで、機構ホームページに公表した。 また、事後評価結果を踏まえ、平成 30 年度助成事業の募集要領の見直しについて国に提案するとともに、特に優れた助成事例及び他の取り組みの参考となるような事例について、機構ホームページ等で公表するなど広く周知した。 ○ 以上のとおり、当該事業内において P D C A サイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、助成事業の成果(効果)については、平成 29 年度助成事業の助成先団体のうち、97.4%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった」との回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。 また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、96.1%の利用者から「満足した」との回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果(満足度)について確認することができた。 さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果やその活動ノウハウなどの周知等を図るための事業報告会を全国 3 か所で開催し、参加者に対するアンケート調査を実施した結果、90.1%の回答者から「良かった」との回答を得ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	--	---	--

		避に努める。 (3) 全助成件数の 80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 (4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。 (5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。	行うとともに、特定の団体に対する継続的な助成を回避する観点から、固定化回避の取組みの更なる強化に努める。 (3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の 80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 (4) 平成 28 年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。 (5) 審査・評価委員会において、平成 28 年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。	○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。 ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。	○ 上記①のとおり。 ○ 上記②のとおり。 ○ 平成 28 年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、次のとおり適切に実施した。 《助成先団体による自己評価》 - 全ての助成先団体（125 事業）から自己評価書の提出を受け、機構事務局において成果や課題等を整理した。 《ヒアリング評価》 - 評価方針に基づき、重点支援分野に関する助成事業など 50 事業（審査・評価委員会の委員によるヒアリング評価 25 事業、	
(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。						

				機構事務局によるヒアリング評価25事業)について、スコアリング評価の手法を用いて効果的かつ効率的に実施した。 - 委員によるヒアリング評価については、複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。 - ヒアリング評価結果については、分かりやすくグラフ化するとともに、審査・評価委員会または機構事務局の所見及び今後の事業実施や団体運営の発展のために参考となる意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックした。 《書面評価》 - ヒアリング評価を実施していない75事業について、助成事業完了報告書や当該事業の成果物等に基づき、機構事務局による書面評価を実施した。 ○ 平成 27 年度助成事業の全事業を対象にフォローアップ調査を実施し、取りまとめのう え、機構ホームページ等で公表した。	
また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。	また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。	また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成 2 9 年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。	○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。	○ 事後評価結果については、例年より前倒して 12 月に「社会福祉振興助成事業評価報告書」としてとりまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで、1 月に機構ホームページで公表した。 また、事後評価結果を踏まえ、平成 30 年度助成事業の募集要領等の見直しについて国に提案するとともに、特に優れた助成事例及び他の取組みの参考となるような事例については機構ホームページ等で公表した。	
(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。	○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。	○ 助成事業メールマガジン「WAM 助成通信」を活用して、助成先団体等に対して、助成事業に関する情報をはじめ、団体の活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供した。(実績：発行回数 28 回、登録購読者数 4,227 人) また、facebook 等を活用して、助成先団体等における資金調達や被災地支援に関する情	

		なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。		報等を速やかに発信した。(実績：発信回数 24 回) ○ 助成先訪問やヒアリング評価等を通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。(実績：39 事業) ○ 外部団体が主催する初任者研修や助成先団体が主催する各種セミナー等に参加することを通じて、情報収集や職員の専門性の向上に努めた。		
			(7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。 加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。		○ 平成 29 年度助成事業の助成内定団体を対象にして、助成事業の適切な事業実施に必要な留意事項や助成先団体として整備すべき体制の確保の必要性などを説明する内定事務説明会を全国 3 か所で 5 回実施した。 ○ 助成金の不正受給や不正使用を防ぐとともに、円滑な事業実施を支援することを目的として、平成 29 年度助成事業の全助成先に対して助成事業の進捗状況確認調査を実施し、助成事業の実施にあたって課題を抱えている 20 団体については個別訪問を行い、課題解決のための相談、助言を実施した。		
		(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業を 85 %以上とする。	(8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業を 85 %以上とする。	○ 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業の割合が中期計画を達成しているか。	○ 上記③のとおり。		
		(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象と	(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者	○ 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中	○ 上記④のとおり。		

	(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	した利用者の満足度を80%以上とする。 (9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。 (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業や助成事業実施後の事業の波及効果や行政におけるモデル事業化に繋がった事業成果等をホームページ等で広く周知することにより、助成先団体の事業展開を支援する。 (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	期計画を達成しているか。 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業	○ 事業効果の高い優れた助成事業については、月刊誌WAM、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」及び facebook 等を活用し、効率的に幅広く周知した。 ○ 平成 28 年度助成事業のヒアリング評価において、事業効果が高いと認められた助成事業について、機構ホームページ等で公表するなど幅広く周知した。 ○ 上記⑤のとおり。 ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知等を図るため、助成事業報告会を全国 3 か所（東京・大阪・福岡）で開催するとともに、平成 30 年度助成事業の募集説明会と個別助成相談会をあわせて実施することにより、利用者サービスの向上とともに、事務の効率化を図った。 ○ NPO 等の事業継続・自立化に焦点を当てた「平成 29 年度 WAM 助成フォーラム～事業継続・自立化に向けた事業運営のヒント～」を 9 月に開催した。 ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照		
--	---	--	--	--	---	--	--

				がないか等の検証 を行い、その結果 に基づき、見直し を図っているか。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日）においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員処遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 687・696

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
平均事務処理期間 (計画値)	50 日以内	－	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内			予算額（千円）	98,026,379	100,676,256	105,486,179	107,968,901	110,987,017
平均事務処理期間 (実績値)	－	36.9 日	34.3 日	38.1 日	41.2 日	42.9 日	36.9 日			決算額（千円）	98,564,160	100,802,027	105,245,164	108,321,260	108,266,262
達成度	－	－	145.8%	131.2%	121.4%	116.6%	135.5%			経常費用（千円）	94,735,880	96,269,964	101,725,917	104,568,187	103,147,530
新規加入法人システ ム利用率（計画値）	50%以上	－	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上			経常利益（千円）	3,857,633	4,521,284	3,530,535	4,700,199	5,427,797
新規加入法人システ ム利用率（実績値）	－	47.0%	55.0%	64.0%	65.9%	74.7%	76.0%			行政サービス実施コ スト（千円）	46,555,224	45,753,328	49,409,508	49,358,796	45,227,812
達成度	－	－	110.0%	128.0%	131.8%	149.4%	152.0%			従事人員数	22.36 人	21.98 人	22.42 人	20.69 人	18.57 人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
					業務実績	自己評価	評価											
	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。	<主な定量的指標> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。 ② 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は36.9日となった。 ② 新規加入法人及び電子届出システム未利用法人に対して利用登録案内を送付・案内をすることにより、新規加入法人の電子届出システム利用率は76.0%となった。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>平成29事業年度</th></tr><tr><td>4月1日現在の被共済職員数</td><td>843,027人</td></tr><tr><td>退職手当金支給者数</td><td>76,098人</td></tr><tr><td>退職手当金支給額</td><td>102,543,166千円</td></tr><tr><td>単位掛金額</td><td>44,500円</td></tr></table>	区 分	平成29事業年度	4月1日現在の被共済職員数	843,027人	退職手当金支給者数	76,098人	退職手当金支給額	102,543,166千円	単位掛金額	44,500円	<評定と根拠> 評定：A ○ 平成29年度においては、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、事務処理の見直し、退職届作成システムの利用促進、届出書類の記載ミスが多い項目とその要因分析資料の機構ホームページへの掲載などを実施した。その結果、退職手当金支給者数は76,098人（対前年度比207人増）と横ばいで推移した一方で、平均処理期間は36.9日（対前年度比△6.0日）となり、中期計画に定められた目標値（50日以内）を大きく上回る実績をあげることができた。 ○ 電子届出システムについては、共済契約者への利用案内の送付や電話による利用案内を実施するなど利用促進に取り組んだ結果、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行った割合は76.0%となり、共済契約者全体のシステム利用率は前年度を1.3ポイント上回る89.3%となった。 さらに、掛金納付対象職員届の処理については、電子届出システム利用者のエラー発生率が0.29%となり、紙媒体提出者のエラー発生率1.23%との比較において大幅に抑制されており、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することが確認できた。 これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の96.2%から「事務負担が軽減された」との回答を得ることができた。 ○ 退職手当共済制度の周知については、国、都道府県をはじめ関係団体と連携しながら、幅広く周知を行った。	評価	<評定に至った理由>
	区 分	平成29事業年度																
4月1日現在の被共済職員数	843,027人																	
退職手当金支給者数	76,098人																	
退職手当金支給額	102,543,166千円																	
単位掛金額	44,500円																	
(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。	<評価の視点> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じ	○ 上記①のとおり。 ○ 事務処理を合理化する観点から、最も時間を要している押印確認及び本人確認について、法的リスクを検証したうえで簡素化するとともに、退職届作成システムの利用促進、届出書類の記載ミスが多い項目とその要因分析資料を機構ホームページに掲載するなどの取組みにより、平均処理期間は昨年度比で6.0日短縮した。														

	(2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	(2) 利用者の負担軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用し、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正による制度内容及び事務処理について周知・指導する。 また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。	た場合は、当該事情を考慮する。 ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。	○ 「退職手当金請求書・合算申出書」の記入に際し、よくある誤りを機構ホームページで公表し、様式への適正な記入方法について周知を行った。また、様式処理時の発生エラーを分析し、記入誤りが多い様式については、様式改正を行った。 ○ 制度内容周知のため、次の取組みを行った。 a 「東京都福祉業界合同採用試験説明会」及び「東京都福祉人材就職フォーラム」において、制度内容の周知を行った。 b 「介護フェア in かながわ」に出展し、求職者等へ広く周知を行った。 c 都道府県と協力し、新設社会福祉法人向けPRチラシの設置やホームページの相互リンクにより周知を行った。 d 「厚生労働」1月号に退職手当共済制度に関する紹介記事を掲載し周知を行った。 e 福祉人材センターと協力し、福祉人材センターが発行する求人票に事業者の退職手当共済制度加入の有無欄が追加されることとなった。 ○ 電話照会のログ分析を行い、機構ホームページとマニュアルに掲載しているFAQの見直しを行った。 ○ 電子届出システム利用者アンケートの調査結果を踏まえ、操作性向上及び事務効率化に資するためのシステムの改修を行った。その結果、平成30年4月に実施した電子届出システム利用者アンケート調査において、96.2%の共済契約者から「事務負担が軽減された」との回答を得た。	新たな取組みとして、福祉人材センターと協力し、福祉人材センターが発行する求人票に事業者の退職手当共済制度加入の有無欄が追加されることとなり、共済契約者の福祉人材の確保に資するものとなった。 ○ 以上のとおり、平成29年度においては、退職手当金支給までの平均処理期間を短縮するとともに、新規加入法人の電子届出システム利用の促進により、共済契約者の事務負担の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。 <課題と対応> 特になし。	
		(3) 平成25年度	(3) 平成28年度	○ 平成25年度以	○ 上記②のとおり。		

	(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。 (4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。	の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。 (4) 委託業務の見直しを踏まえ、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。	以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成しているか。 ○ 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 業務委託先の事務担当者に対する業務指導を徹底するため、2月に事務打合会を開催した。(参加実績：41都道府県48人) ○ 業務委託先との事務手続きの円滑化を図るため、WAMNET基盤を活用した「退職共済事務連絡システム」を導入した。 ○ 調書No.2-2(経費の節減)参照		
--	--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	VIII－1－1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 695・741

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
乖離状況の把握回数（計画値）	月 1 回	－	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回			予算額（千円）	33,883,618	32,724,179	32,621,552	31,356,747	31,913,071
乖離状況の把握回数（実績値）	－	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回			決算額（千円）	33,424,908	33,134,283	32,140,916	33,901,876	33,886,319
達成率	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用（千円）	21,064,192	21,038,852	20,947,540	21,042,125	21,240,289
基本方針見直しの検討回数(計画値)	年 1 回	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回			経常利益（千円）	3,145,327	4,747,445	△1,140,551	△177,545	863,628
基本方針見直しの検討回数(実績値)	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回			行政サービス実施コスト（千円）	△3,067,741	△4,733,359	1,235,471	295,015	△786,093
達成率	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			従事人員数	6.45 人	7.98 人	6.63 人	7.24 人	7.59 人
運用環境の検証回数（計画値）	年 1 回	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回								
運用環境の検証回数（実績値）	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回								
達成率	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
					業務実績	自己評価	評価															
	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。	＜主な定量的指標＞ ① 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。 ③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 毎月、基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。また、その管理状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。 ② 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、引き続き、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、平成30年2月に外部有識者からなる資産運用委員会で検討を行ったが、「見直しの必要はない」との結論を得た。 ③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについては、平成30年2月の資産運用委員会で検証を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>平成29事業年度</th></tr><tr><td>新規加入者数</td><td>831人</td></tr><tr><td>新規年金受給者数</td><td>2,205人</td></tr><tr><td>保険対象加入者数</td><td>64,952人</td></tr><tr><td>年金給付保険金支払対象障害者数</td><td>56,534人</td></tr><tr><td>死亡・障害保険金額</td><td>754,960千円</td></tr><tr><td>年金給付保険金額</td><td>13,708,820千円</td></tr></table>	区 分	平成29事業年度	新規加入者数	831人	新規年金受給者数	2,205人	保険対象加入者数	64,952人	年金給付保険金支払対象障害者数	56,534人	死亡・障害保険金額	754,960千円	年金給付保険金額	13,708,820千円	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成28年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公表を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。 ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる資産運用委員会を平成30年2月に開催し、扶養保険資金の基本方針（基本ポートフォリオを含む）の検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行い、「見直しの必要はない」との結論を得た。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 その結果、運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で3.48%の運用利回りを確保した。 ○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公	評価	＜評定に至った理由＞
						区 分	平成29事業年度															
新規加入者数	831人																					
新規年金受給者数	2,205人																					
保険対象加入者数	64,952人																					
年金給付保険金支払対象障害者数	56,534人																					
死亡・障害保険金額	754,960千円																					
年金給付保険金額	13,708,820千円																					

	置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。 （１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも５年ごとに保険料水準等の見直しを行なうことから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。	（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。	（１）財政状況の検証 平成２７年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。	＜評価の視点＞ ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。	○ 平成 29 年 9 月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、平成 28 年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明及び機構ホームページでの公表を行った。	共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。その結果、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の 90%から「満足した」との回答を得ることができた。 さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から３年を超えて請求があった案件）の平成 29 年度の割合（2.69%）は、第 2 期中期目標期間の実績を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	---	--	--	---	---	--

	(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。	(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運	(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運	○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。	○ 運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。		
--	---	--	--	---	--	--	--

	また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。	また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とする。	また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。	○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。	○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。なお、ベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。 [平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 (年率)] <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>ベンチマーク 収益率</th><th>運用実績</th><th>ベンチマーク差</th></tr><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>0.90%</td><td>0.91%</td><td>0.01%</td></tr><tr><td>株式</td><td>15.87%</td><td>15.95%</td><td>0.09%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>4.23%</td><td>4.19%</td><td>△0.04%</td></tr><tr><td>株式</td><td>8.47%</td><td>8.05%</td><td>△0.41%</td></tr></table> ※各資産の運用実績は時間加重収益率 (参考) <table><tr><th>区 分</th><th>運用実績</th></tr><tr><td>資 産 全 体</td><td>3.48%</td></tr></table> ※資産全体の運用実績は修正総合利回り	区 分			ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	0.90%	0.91%	0.01%	株式	15.87%	15.95%	0.09%	外国	債券	4.23%	4.19%	△0.04%	株式	8.47%	8.05%	△0.41%	区 分	運用実績	資 産 全 体	3.48%	
区 分			ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差																														
有価証券	国内	債券	0.90%	0.91%	0.01%																														
		株式	15.87%	15.95%	0.09%																														
	外国	債券	4.23%	4.19%	△0.04%																														
		株式	8.47%	8.05%	△0.41%																														
区 分	運用実績																																		
資 産 全 体	3.48%																																		
② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の	② 運用におけるリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月 1 回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関	○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月 1 回把握し、必要な措置を講じているか。	○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。なお、乖離幅は次のとおりである。 [平成 30 年 3 月末] <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>基本 ポ ー ト フ ォ リ オ (乖離許容幅)</th><th>実績</th><th>乖離幅</th></tr><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>74.5% (±8%)</td><td>69.7%</td><td>△4.8%</td></tr><tr><td>株式</td><td>8.5% (±5%)</td><td>11.1%</td><td>2.6%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>8.5% (±5%)</td><td>8.4%</td><td>△0.1%</td></tr><tr><td>株式</td><td>8.5% (±5%)</td><td>10.8%</td><td>2.3%</td></tr></table>	区 分			基本 ポ ー ト フ ォ リ オ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	69.7%	△4.8%	株式	8.5% (±5%)	11.1%	2.6%	外国	債券	8.5% (±5%)	8.4%	△0.1%	株式	8.5% (±5%)	10.8%	2.3%	○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー					
区 分			基本 ポ ー ト フ ォ リ オ (乖離許容幅)	実績	乖離幅																														
有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	69.7%	△4.8%																														
		株式	8.5% (±5%)	11.1%	2.6%																														
	外国	債券	8.5% (±5%)	8.4%	△0.1%																														
		株式	8.5% (±5%)	10.8%	2.3%																														

		資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。	への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 ・ 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。 ・ 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信	認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。	等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。 ○ 月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。		
--	--	---	---	---	---	--	--

			用リスクの 管理等を行 い、適切に 管理する。 なお、運用 状況について は、毎月実績 報告を受け、 ベンチマーク 収益率との乖 離状況を把握 するとともに、 年４回（四半 期毎）ヒアリン グを実施する。				
③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。	○ 上記②のとおり。			
④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保	④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保	④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、	○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年１回、資産運用委員会で	○ 上記③のとおり。			

	するような資産構成とすること。 なお、策定に際しては以下の点に留意すること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。 ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の	するような資産構成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年 1 回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。 ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の	資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成 27 年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、	検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 ○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等から	○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。 ○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、平成 28 年度決算書を分析し検証するとともに、財務状況検討会において確認等の検証を行い、特に問題ないことを確認した。		
--	--	--	--	---	--	--	--

	観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。 (3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。	観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。	その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。 (3) 事務処理の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。	なる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。 ○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。 ○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。	○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。 会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の90%から「満足した」との回答を得ることができた。 ○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換及び情報交換を行った。 ○ 事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。 ○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、地方公共団体に対して加入者名簿の送付を行い、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認を依頼し、確認結果について報告を受け、機構と地方公共団体の加入者名簿を照合するとともに、年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。その結果、年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超え		
--	---	--	---	--	--	--	--

				て請求があった案件）の平成 29 年度割合（2.69％）は、第 2 期中期目標期間（5.24％）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止につながった。 ○ 厚生労働省及び文部科学省の協力を得て、全国の特別支援学校等に対して、平成 29 年 5 月及び平成 30 年 3 月にパンフレットを配布するとともに、厚生労働省と協力して作成した広告を 8 月より障害児教育専門誌へ掲載し、制度の周知を図った。 ○ 扶養保険事業における運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保した。 ○ 資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、資産運用委員会の議を経たうえで策定し、扶養保険資金の運用を行っている。 ・ 厚生労働省の役割 ⇒ 機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的な考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等） ⇒ 扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保 ・ 機構の役割 ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定） ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告 ・ 運用受託機関の役割 ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保） ⇒ 機構に対し毎月運用実績を報告 ○ 運用委託先の選定・評価については、「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（平成 20 年 4 月策定）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。 なお、運用委託先の評価については、当該基本方針において、原則として 3～5 年ごとに実施することとされている。（平成 30 年 3 月に実施済） ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者		
--	--	--	--	--	--	--

				○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。 ○ 調書No.2・2（経費の節減）参照		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－８	福祉保健医療情報サービス事業（WAM N E T事業）		
業務に関連する政策・施策	VII－２－１　社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 11 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度		2 9 年度		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
	年間ヒット件数 (計画値)	7,000 万件 以上	—	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上	7,000 万件 以上		7,000 万件 以上	予算額（千円）	—	—	—	—	—
	年間ヒット件数 (実績値)	—	14,384 万件	7,588 万件	8,768 万件	8,781 万件	10,144 万件		12,940 万件	決算額（千円）	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	108.4%	125.3%	125.4%	144.9%		184.9%	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
	利用者満足度 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		90%以上	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
	利用者満足度 (実績値)	—	83.1%	90.4%	94.5%	95.1%	97.0%		95.7%	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	100.4%	105.0%	105.7%	107.8%		106.3%	従事人員数	—	—	—	—	—

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○ 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めているか。	＜主要な業務実績＞ ① 年間ヒット件数については1億2,940万件となっている。 また、利用者満足度指数については 95.7% となった。 ○ 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正により、社会福祉法人における事業運営の透明性の向上を図るために構築した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の本格稼働に伴い、WAM NETに「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツを新設し、当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）を公表した。（公表実績：20,105法人） ○ 国の政策動向や利用者からの要望等を踏まえ、「介護ロボット関連情報」コンテンツを新設し、国が推進する政策や介護ロボットの種類をはじめ、機構の融資制度等の情報を提供した。 ○ 利用者からの要望等を踏まえ、経営サポートセンターと連携し、同センターが報告した福祉医療分野における経営状況や業界動向等に関するレポートを掲載する「SC	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ WAM NET事業においては、提供する情報の質の向上を図る取組みとして、社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正により、法人の運営の透明性を確保する目的で整備を図ることとされた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」が本格稼働したことに伴い、当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）を公表した「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」を提供した。 また、国が推進する政策や介護ロボットの種類をはじめ、機構における融資等の情報を提供した「介護ロボット関連情報」及び福祉・医療施設経営者にとって有益な情報となる福祉医療分野における経営状況や業界動向等に関するレポートを掲載した「SC Research Report」を新設、月刊誌WAMに掲載された福祉・医療分野における経営のための特集記事から有益な情報を集約した「福祉医療経営情報」コンテンツ及び「連載コラム」コンテンツの掲載など、提供する情報の質の向上を図った結果、年間ヒット件数は1億2,940万件となり、中期計画の目標値を大幅に上回ることができた。 ○ 利用状況調査の結果等を踏まえ、WAM NETトップページ及び各カテゴリページのレイアウトを見直すとともに、「行政情報」コンテンツの検索機能を充実させるなど、利用者の利便性の向上を図った結果、利用者満足度は95.7%となり、中期計画の目標値を上回ることができた。 ○ 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正により、法人の運営の透明性を確保する目的で整備を図ることとされた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」につい	評価	＜評定に至った理由＞

				Research Report」コンテンツを新設し、福祉・医療施設経営者にとって有益な情報を提供した。 ○ 月刊誌WAMに掲載された福祉や医療分野における経営のための特集記事から有益な情報を集約し、「福祉医療経営情報」コンテンツ、「連載コラム」コンテンツに当該情報を掲載することにより、提供情報を充実させた。	ては、国と連携を図り、平成 29 年 2 月から 3 月にかけて実施した試行運用の結果を踏まえてシステムを改善し、平成 29 年 4 月から 5 月にかけて都道府県及び所轄庁を対象とした本格稼働前説明会を開催したうえで、平成 29 年 6 月から本格稼働を開始した。 当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）については、順次、WAM NETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表するとともに、国と調整のうえ、当該システムにおいて 10 月末までに集約された現況報告書等のデータを集約して結果の公表を行い、当該システムを効率的に管理することができた。
		（２）利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を 7, 0 0 0 万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 9 0 %以上とする。	○ 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度指数について中期計画を達成しているか。	○ 上記①のとおり。 ○ 昨年度実施した利用状況調査の結果等を踏まえ、次のとおり見直しを行い、情報の「見やすさ」及び「探しやすさ」など、利用者の利便性の更なる向上を図った。 ・WAM NETトップページ及び各カテゴリトップページのレイアウトを見直し。 ・「行政情報」コンテンツにおいて、レイアウトを見直すとともに、検索機能を強化。 ○ WAM NETの更なる利用者の拡大を図るため、WAM NET公式 Twitter で毎月 1 回、WAM NETのコンテンツ紹介を配信した。 ○ 「介護フェア in かながわ」において、WAM NETのコンテンツである「制度解説・ハンドブック」を配布するとともに、WAM NETを端末で閲覧できるようにするなど、広報活動を行った。	○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことに伴い、WAM NETの障害福祉サービス事業所情報システムを改修し、当該情報公表制度を運用することとされたことから、国と連携を図りながら、システムの設計内容を確定のうえ、調達仕様のスケジュールに基づき着実にシステムの改修を実施し、平成 30 年度からの運用に向けた準備を整えることができた。 ○ 経営サポートセンターにおいて、WAM NET基盤を活用のうえ、各種アンケート調査を円滑かつ効率的に実施するとともに、各事業においては、WAM NETのメール一括配信機能を活用し、提供すべき情報を迅速かつ安全に発信することができた。
（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	（３）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。	○ 平成 29 年度からWAM NET基盤を活用して、経営サポートセンターの経営セミナー業務及び共済部の退職手当共済事業に係る連絡用掲示板システムを設置し、機構内部と外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援した。 ○ WAM NET基盤を活用し、経営サポートセンターと連携し、次の調査を円滑かつ効率的に実施した。 ・ 社会福祉法人経営動向調査 ・ 改正社会福祉法への対応状況に関するアンケート調査	さらに、経営サポートセンターの経営セミナー業務及び共済部の退職手当共済事業において、新たに連絡用掲示板システムを設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構内部と外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援するなど、WAM NET基盤を業務横断的に積極的に活用することで、国の福祉保健医療に関する施策の推進及び機構業務の効率化を実現するとともに、利用

			(4) 国と連携し、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを着実に構築するとともに、システムの安定的及び効率的な運用を行うための体制を整備する。	・ 特別養護老人ホーム開設時実態に関するアンケート調査 ・ 療養病床に関するアンケート調査 ・ 入居者確保に関するアンケート調査 ・ 特別養護老人ホーム介護人材に関するアンケート調査 ○ WAM NETのメール一括配信機能を活用し、各事業における情報を迅速かつ安全に発信することにより、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。 ・ 社会福祉振興助成事業の助成先団体等向けのメールマガジン (28 回) ・ 福祉医療経営指導事業の経営動向調査モニターに向けたお知らせ等 (47 回) ・ 福祉医療経営指導事業の経営セミナーに関するお知らせ (10 回) ・ 福祉医療経営指導事業の事業報告書電子報告システムの利用者に向けたお知らせ (7 回) ・ 月刊誌WAMの発刊のお知らせ (5 回) ○ 退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出システムの利用者に対し、迅速なユーザー I Dの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。(電子届出システムの利用率：退職手当共済 89.3% (前年度 88.0%)、福祉医療貸付 89.2% (前年度 72.6%)) ○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や本格稼働前説明会を開催したうえで、6 月から本格稼働を開始した。 [システムの改善] 平成28年度末に実施した試行運用において、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられたシステムに係る課題や要望等に基づき、適切にシステムの改善を実施した。 [本格稼働前説明会] 都道府県及び所轄庁を対象とした本格稼	者サービスの大幅な向上を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	--	--

					働前説明会を 4 月～5 月にかけて全国 7 か所（18 回）で開催し、本格稼働までのスケジュール、システムの変更点及び各種留意事項等の説明を実施した。 なお、当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）については、順次、WAM N E Tの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。 また、当該システムにおいて 10 月末までに集約された現況報告書等のデータについて、国と調整のうえ集約結果を公表した。 ○ 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）において、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことに伴い、WAM N E Tの障害福祉サービス事業所情報システムを改修し、当該情報公表制度を運用することとされたことから、システム改修に係るシステム要件定義書及び調達仕様書を作成のうえ、9 月に一般競争入札にて設計・開発業者を選定した。 また、国と連携を図りつつ、システムの設計内容を確定し、調達仕様のスケジュールに基づき着実にシステムの改修を実施した。	
	（3）運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。	（3）運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	（5）運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	○ 運営費交付金の縮減の観点から自己収入の確保について、広告収入等の拡大に努めているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく	○ WAM N E Tのバナー広告収入を確保するため、料金体系を見直すとともに、掲載場所や掲載方法を見直し、広告掲載に関する需要を喚起した。 ○ 月刊誌WAMのインフォメーションボックスや機構が開催する経営セミナー等を活用し、継続的にバナー広告の募集を行った。（実績 51 件、4,250 千円） ○ 調書No.2-2（経費の節減）参照	

				継続する必要性の 乏しい事務・事業 がないか等の検証 を行い、その結果 に基づき、見直し を図っているか。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
											予算額（千円）	(年担) 2,512,819 (労担) 35,065	(年担) 2,441,996 (労担) 31,798	(年担) 2,115,234 (労担) 32,476	(年担) 1,643,866 (労担) 25,393	(年担) 1,541,388 (労担) 24,523
											決算額（千円）	(年担) 2,386,222 (労担) 33,538	(年担) 2,214,083 (労担) 32,199	(年担) 1,634,632 (労担) 25,346	(年担) 1,505,677 (労担) 23,849	(年担) 1,321,648 (労担) 21,785
											経常費用（千円）	(年担) 2,317,729 (労担) 31,591	(年担) 2,094,950 (労担) 32,995	(年担) 1,672,302 (労担) 26,303	(年担) 1,475,519 (労担) 23,927	(年担) 1,262,733 (労担) 21,073
											経常利益（千円）	(年担) 44,056 (労担) 868	(年担) 118,060 (労担) △2,580	(年担) 16,424 (労担) △1,424	(年担) △130,191 (労担) △3,930	(年担) △103,859 (労担) △3,198
											行政サービス実施コ スト（千円）	(年担) △93,168 (労担) 32,823	(年担) △253,471 (労担) 20,251	(年担) △19,574 (労担) △1,428	(年担) 130,964 (労担) 6,580	(年担) 100,306 (労担) 4,967
											従事人員数	(年担) 16.98 人 (労担) 0.32 人	(年担) 16.03 人 (労担) 0.31 人	(年担) 16.35 人 (労担) 0.32 人	(年担) 16.36 人 (労担) 0.32 人	(年担) 16.80 人 (労担) 0.35 人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
					業務実績	自己評価	評価												
	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ (実績) ○年金担保貸付事業 <table><tr><td>区 分</td><td>平成 29 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>38,496,640 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>38,496,640 千円</td></tr></table> ○労災年金担保貸付事業 <table><tr><td>区 分</td><td>平成 29 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>922,170 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>922,170 千円</td></tr></table>	区 分	平成 29 事業年度	貸付契約額	38,496,640 千円	資金交付額	38,496,640 千円	区 分	平成 29 事業年度	貸付契約額	922,170 千円	資金交付額	922,170 千円	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、平成 22 年 4 月の「行政刷新会議事業仕分け」等を受けて平成 25 年 3 月に国が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、年金受給者にとって真に必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう配慮した制度改正を平成 26 年 12 月に実施して以降、借入を希望する者に対してパンフレット、機構ホームページ及び相談電話等を通じて改正後の制度内容について周知を図り、年金受給者の一時的な資金需要に対して疎明資料に基づく真に必要な資金を融資した結果、平成 29 年度においては年金担保貸付事業で 76,657 件 38,497 百万円、労災年金担保貸付事業で 1,148 件 922 百万円の貸付を行った。 なお、貸付残高においては、年金担保貸付事業で 199,474 件 57,404 百万円、労災年金担保貸付事業で 3,050 件 1,352 百万円となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が続いている。 ○ 平成 26 年 12 月の制度変更による影響を含めて、毎月貸付実行等に係るデータの動向を整理・分析して厚生労働省に提供し、また、国から示された対応案について問題点等を整理し、数次にわたり厚生労働省の関係部署に対して事業実施主体としての意見を提示するとともに、全国銀行協会との意見交換の内容について厚生労働省の関係部局と共有するなど、今後の年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業のあり方に係る検討に寄与した。	評価 ＜評定に至った理由＞
区 分	平成 29 事業年度																		
貸付契約額	38,496,640 千円																		
資金交付額	38,496,640 千円																		
区 分	平成 29 事業年度																		
貸付契約額	922,170 千円																		
資金交付額	922,170 千円																		

	(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。 (2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。 また、引き続	(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。 (2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。 また、引き続	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。 (2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行うとともに、平成26年12月の貸付制度変更後における年金担保貸付利用者の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を分析して国に報告する。 また、引き続	＜評価の視点＞ ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。 ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。 ○ 利用者の利便性	○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、平成29年7月に平成28年度決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、9月から貸付金利の引上げを行った。 なお、貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中の損益が均衡するよう前中期目標期間繰越積立金を取り崩している。その結果、平成29年度決算において、年金担保貸付事業は当期総損失200万円を予定どおり計上し、労災年金担保貸付事業は損益が均衡するなど、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより、安定的かつ効率的な業務運営を実施することができた。 ○ 事業の実施状況を把握し、国の要請に応じて見直しの基本方針に基づく国における計画立案に必要な基礎資料を毎月提供したことに加え、平成22年度～平成28年度までの年金額に対する平均借入倍率、年金支給額に占める返済額の割合、貸付資金使途別貸付額等の統計資料を提供した。 ○ 国から示された対応案について問題点等を整理し、数次にわたり厚生労働省の関係部署に対して事業実施主体としての意見を提示するとともに、全国銀行協会との意見交換の内容について厚生労働省の関係部署と共有した。 ○ 第4期中期目標を踏まえ、利用者や窓口現場が混乱しないよう、今後の対応に関する受託金融機関あての事務連絡を厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ、3月上旬に発出した。 また、新規貸付の終了に向けて、利用者や窓口現場に混乱を生じさせない対応として、各広報媒体の見直し案を作成し、平成30年夏以降の周知広報に間に合うよう厚生労働省との協議に向けた準備を進めた。 ○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理	○ 第4期中期目標を踏まえ、利用者や窓口現場が混乱しないよう、今後の対応に関する受託金融機関あての事務連絡を厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ、3月上旬に発出し、受託金融機関における窓口対応の周知徹底を図った。 また、新規貸付の終了に向けて、利用者や窓口現場に混乱を生じさせない対応として、各広報媒体の見直し案を作成し、平成30年夏以降の周知広報に間に合うよう厚生労働省との協議に向けた準備を進めた。 ○ 広報活動については、年金担保貸付制度及び他の公的貸付制度の周知のため作成しているパンフレット及び機構ホームページについて、利用者からの問合せが多く寄せられている資金使途に関して、確認資料の例示を改善し、利用者等にわかりやすい制度周知を行った。 また、廃止計画を受けた対応をめぐる厚生労働省との協議を踏まえ、パンフレット及び機構ホームページに生活困窮者自立支援制度の紹介及び相談窓口等を掲載して年金担保貸付利用者に対して他制度の周知を行った。 なお、パンフレットについては受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に619,400部を配布し、年金担保貸付利用者等に対して、多重債務等の相談窓口や専門機関への相談につなげるために幅広く情報提供を行った。 ○ 引き続き利用者サービスの向上を図るため、電話による問い合わせに対しては、自動応答システムにより、一般的な制度に対する照会については24時間365日の案内を行うとともに、利用者から多く寄せられる借入限度額についての問い合わせに対しては、機構	
--	---	---	--	---	--	--	--

	き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。	き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。	き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。	に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。	のない返済となるように配慮するため、平成 26 年 12 月に貸付限度額の引下げ、返済額の上限の引下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行っているが、制度変更前と直近の実績を比較すると、平均返済額が 5.8 万円から 4.0 万円（△1.8 万円）、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は 33.1%から 21.6%（△11.5%）となっており、利用者にとって必要かつ無理のない適切な制度運用を行った。 ○ 返済中に生活困窮に陥った者に対する貸付条件変更については、332 件の措置を講じた。 また、平成 29 年 7 月の福岡県、大分県、秋田県の大雨による災害、9 月の大分県の台風 18 号による災害、10 月の和歌山県、三重県、京都府の台風 21 号による災害及び平成 30 年 2 月の福井県、新潟県の豪雪による災害に対して、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。 ○ 年金担保貸付制度及び他の公的貸付制度の周知のため作成しているパンフレット及び機構ホームページについて、利用者からの問合せが多く寄せられている資金使途に関して、確認資料の例示を改善した。 また、生活困窮者自立支援制度の紹介及び相談窓口等を掲載したパンフレット及び機構ホームページにより、年金担保貸付利用者等に対して制度周知を図った。 なお、パンフレットについては受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に配布し、年金担保貸付利用者等に対して、多重債務等の相談窓口や専門機関への相談につなげるための情報提供を行った。 ○ 電話相談について、利用者からの電話による一般的な問い合わせに対しては、利用者サービスの向上を図るため、自動応答システムで対応しており、24 時間 365 日の案内を行った。 また、問い合わせの多い事項の 1 つである融資限度額の算定方法について、利用者サービスの向上を図るため、機構ホームページに「融資限度額	ホームページの融資限度額計算シミュレーションを案内した。 ○ 貸付金利の設定にあたっては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより、安定的かつ効率的な業務運営を実施した。 ＜課題と対応＞ 新規貸付の終了に向けて、利用者や窓口現場に混乱が生じないよう、国と連携して必要な周知広報を実施する。	
	（3）年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	（3）ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	（3）ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知を図る。 また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体 20 団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。				

		(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。	○ 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	シミュレーション」を掲載した。 ○ 受託金融機関との連携強化を図るため、7月に承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で、全国7か所計8回の受託金融機関事務説明会を開催した。 なお、受託金融機関説明会を欠席した金融機関には当日の資料を送付するとともに、年金担保貸付の取扱件数の多い12の金融機関に対しては個別に訪問し、事務取扱の留意事項等について周知徹底を図った。 ○ 受託金融機関に対する連絡事項については、必要に応じて通知文書により適切に周知徹底を図った。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口貸付けを行っており、回収にあたっては各年金支給月に年金支給機関より機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。 ○ 回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。 また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.17%、労災年金担保貸付事業が0.09%にとどまっている。 ○ 受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っている。		
--	--	---	---	--	---	--	--

				○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 調書No.2-2（経費の節減）参照 ＜平成 28 年度業務実績評価結果の反映状況＞ [指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策] 事業の円滑な廃止に向けて、国と連携して引き続き「年金担保貸付事業廃止計画」に従った適切な措置等を講じる事を期待する。 平成 29 年度においては、年金担保貸付事業廃止計画に掲げられた平成 29 年度における具体的な廃止時期の判断に必要な基礎資料を厚生労働省に毎月提供した。 また、当機構において利用者 1 万人を対象に実施した「年金担保貸付に関するアンケート調査」から把握された内容を踏まえて、厚生労働省に対して、多くの利用者や受託金融機関の窓口が混乱しない適切な対応を検討して頂くよう、引き続き調整を進めた。 さらに、第 4 期中期目標を踏まえ、利用者や窓口現場が混乱しないよう、当面の対応に関する受託金融機関あての事務連絡を厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ発出するとともに、新規貸付の終了に向けて、利用者や窓口現場に混乱を生じさせない対応として、各広報媒体の見直し案を作成し、今後の周知広報に間に合うよう厚生労働省との協議に向けた準備を進めた。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1 0	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
貸付先の財務状況等 把握回数（計画値）	年 1 回	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回			予算額（千円）	2,750,618	2,521,075	2,233,473	1,644,162	1,793,472
貸付先の財務状況等 把握回数（実績値）	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回			決算額（千円）	2,430,545	2,276,871	2,015,933	1,828,167	1,690,661
達成度	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用（千円）	2,482,634	3,439,168	2,208,382	1,869,455	1,666,995
債権分類の実施回数 （計画値）	年 1 回	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回			経常利益（千円）	41,127,033	34,027,382	29,904,450	25,129,068	20,784,708
債権分類の実施回数 （実績値）	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回			行政サービス実施コ スト（千円）	△32,419,680	△28,996,734	△29,907,890	△24,820,653	△21,272,536
達成度	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			従事人員数	25.43 人	26.40 人	27.18 人	27.47 人	26.27 人
保証履行能力の把握 回数（計画値）	年 1 回	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回								
保証履行能力の把握 回数（実績値）	－	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回								
達成度	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	＜主な定量的指標＞ ① 年 1 回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 ② 年金住宅融資等債権について、年 1 回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。 ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年 1 回、保証履行能力の把握及び分析を行う。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○ 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ① 貸付先の財務状況等の把握及び分析とともに担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を年 1 回実施した。 ② 年金住宅融資等債権について、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを年 1 回実施した。 ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を年 1 回実施した。 ○ 上記①のとおり。 ○ 転貸法人について、平成 28 年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。 ○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関から現状についての報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行った。 ○ 全額債務保証を行っている受託金融機関について、決算書を入手し、財務状況の分	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、年 1 回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。 ○ 貸出条件緩和中の貸付先について、業況改善継続基調を受け全額一括返済の申出がなされたため、受託金融機関と実施時期等に係る調整を行い、この結果、全額一括返済に至った。 ○ 第三者弁済契約の延長及び債権一部譲渡契約等の締結に向けて、確実な事務処理を確保する観点から、関係金融機関や関係転貸法人など延べ 451 機関に必要な情報提供を行い、協議・調整を進めた。 その結果、平成 29 年 9 月及び平成 30 年 3 月の 2 回にわたり、延べ 451 機関との契約更新等を滞りなく完了させた。 また、新設合併法人の設立に向けて、確実な事務処理を確保する観点から、設立準備室と協議・調整を随時行うとともに、関係 7 協会やメガバンクなどの関係者とも連携を図ることにより、平成 30 年 4 月 2 日の法人発足に向け、必要な実務対応、法的手続き等を円滑に進めた。 上記の取り組みにより、関係金融機関等との債権一部譲渡契約等を通じて、元金ベースで約 683 億円回収し、国庫納付の早期化により年金給付財源に大きく寄与した。 また、第三者弁済契約の延長及び 7 法人の新設合併に向けた準備対応を滞りなく完了させたことにより、平成 30 年度以降も安定的な回収を継続できる体制基盤を整備した。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 118 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 8 件の措置を講じた。 ○ 民事再生手続きを進めている貸付先につい	評価	＜評価に至った理由＞

	により、適切な債権管理に努めること。	保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。	等を行う。 また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。		析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。 ○ 受託金融機関との連携強化を図るため、7月に年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で、全国7か所計8回の受託金融機関事務説明会を開催した。 ○ 代理貸付先の保証人等について、必要な受託金融機関に調査を行い、必要に応じて受託金融機関に対し保証人の変更等について指導を行った。	て、再生債務者代理人弁護士から提示された別除権協定書案の内容を検討し、同意への対応方針を策定のうえ、8月に締結した。 次いで、再生計画案の同意不同意に係る受託金融機関からの協議内容を検討し、同意への対応方針を策定のうえ、11月に同意する旨回答した。 上記別除権協定及び再生計画に基づく弁済金の一括弁済を2月に受入れ、早期対応が必要な貸付先に対して、適時・適切な債権の管理回収を行った。
		② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。	(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。	○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。	○ 上記②のとおり。 ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。	○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対し迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底し、長期延滞債権については、その回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備を進めるとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。
		③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	(3) 転貸債権に係るローン保証会社22社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。	○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。	○ 上記③のとおり。 ○ 転貸債権に係る全てのローン保証会社の格付け（Moody's、S&P）等により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。	○ 上記の適時、適切な債権回収に係る取組により、約定償還を大きく超える回収に結び付き、平成29年度分国庫納付金としては、平成30年4月末までに約1,210億円を、平成30年7月末までに約633億円を国庫納付する予定である。
	② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。	④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努	(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。	○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。	○ 貸出条件緩和中の貸付先について、業況改善継続基調を受け全額一括返済の申出がなされ、受託金融機関と調整の結果、全額一括返済に至った。	＜課題と対応＞ 特になし。

		める。				
		平成 1 4 年度に策定された不良債権処理スキームに係る契約の期限が、平成 2 9 年度に到来することを踏まえ、平成 2 7 年度に取り纏めた関係者による合意に基づく、新たな契約締結に向けて準備を推進する。			○ 第三者弁済契約の延長及び債権一部譲渡契約等の締結に向けて、確実な事務処理を確保する観点から、関係金融機関や関係転貸法人などに必要な情報提供を行い、協議・調整を進めた。 その結果、平成 29 年 9 月及び平成 30 年 3 月の 2 回にわたり、関係機関との契約更新等を滞りなく完了させた。 ○ 新設合併法人の設立に向けて、確実な事務処理を確保する観点から、設立準備室と協議・調整を随時行うとともに、関係 7 協会やメガバンクなどの関係者とも連携を図ることにより、平成 30 年 4 月 2 日の法人発足に向け、必要な実務対応、法的手続き等を円滑に進めた。 また、新設合併法人設立に伴うシステム改修については、平成 28 年度に洗い出した課題等を踏まえ、関係部署と調達仕様書に係る調整を行ったうえ、システム改修を実施した。	
		また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。			○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 118 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 8 件の措置を講じた。 また、平成 29 年 7 月の福岡県、大分県、秋田県の大雨による災害、9 月の大分県の台風 18 号による災害、10 月の和歌山県、三重県、京都府の台風 21 号による災害及び平成 30 年 2 月の福井県、新潟県の豪雪による災害に対して、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。	
	⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。	(5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人等による適切な債権回収を促	○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させているか。	○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。	また、専門員及び転貸法人からの定期報告（年 2 回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。	

		早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。	早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。 また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る専門員を派遣するとともに、年1回以上専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。	○ 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方を策定させ、適切な債権回収に努めているか。	○ 民事再生手続きを進めている貸付先について、再生債務者代理人弁護士から提示された別除権協定書案の内容を検討し、同意への対応方針を策定のうえ、8月に締結した。 次いで、再生計画案の同意不同意に係る受託金融機関からの協議内容を検討し、同意への対応方針を策定のうえ、11月に同意する旨回答した。 上記別除権協定及び再生計画に基づく弁済金の一括弁済を2月に受入れた。 ○ 破産手続きを進めている貸付先について、受託金融機関と連携を図りつつ状況把握に努め、担保物件の処分等、必要な債権回収手続きを進めるよう指示した。		
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。 また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。	○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。	○ 短期延滞債権について、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底した。 ○ 長期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備を進めるとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。			

				■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	○ 債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。 ○ リスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。（機構分については9月期においても評価を行っている。） また、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成29度においては、6.05%となった。 なお、承継年金住宅融資等債権の95.3%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.89%である。 ○ 延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。	
	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。				

	付けあっせん業務を休止すること。			○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 調書No.2-2（経費の節減）参照 <平成 28 年度業務実績評価結果の反映状況> [今後の課題] 承継年金住宅融資等債権の残高については、減少傾向が続くことから、債権残高の将来見通しを踏まえ、事業の終了を見据えた具体的な検討を行うことを期待する。 平成 29 年度においては、上記を踏まえ、厚生労働省と協議・調整を行い、その結果、第 4 期中期目標等に「当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行うこと」、「検討に際しては、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、当該業務の関係機関と緊密に連携して、課題の把握等に努める」旨が記載されることとなった。	
--	------------------	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

				また、平成 29 年 10 月までに登録された財務諸表等のデータの集計を行い、平成 30 年 3 月に集計結果を公開した。 ○ 障害福祉サービス等情報公表制度への対応を図るため、WAM N E Tシステムの改修を実施し、平成 30 年 4 月からの本稼働に向けて準備を行った。 ○ 年金担保貸付事業については、生活保護受給者に係る基礎年金番号変更及び受給権情報提供範囲の見直しへの対応を図るため、年金担保貸付システムの改修を実施した。 ○ 年金住宅融資等債権管理回収業務については、転貸法人の新設・合併等に対応するため、年金住宅融資等債権管理回収システムの改修を実施した。	設・合併等に対応するため、年金住宅融資等債権管理回収システムの改修を実施した。 ○ 情報化推進体制等の強化では、情報管理担当部署の専門性向上にかかる研修のほか、C I O補佐官による I C T人材育成のためのA IやI O Tの動向や課題等に関する研修を実施するなど、昨今の新技術導入に対する職場環境への理解、認知度の向上に向けた取り組みを実施した。 また、I C Tリテラシーの向上を図るため、職員に対しe ラーニング形式によるO A操作研修を定期的に開催し、職員のパソコン利活用に係る継続的なサポートを実施した。	
(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。	○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、研修プログラムに基づき、情報セキュリティに関する知識やサーバの構築及び運用管理等に関する外部研修を受講（3 名、8 回受講）するとともに、C I O補佐官による I C T人材育成のためのA IやI O Tの動向や課題等に関する研修を平成 29 年 9 月に実施した。	<課題と対応> 特になし。	
	(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要な I Tに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。	(4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要な I Tに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（C I O）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	○ 職員に対する I Tに関する研修等を計画的に実施しているか。	○ 機構職員の I C Tリテラシーの向上を図るため策定した平成 29 年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるO A研修（e ラーニング研修（Excel の基本操作及び便利機能等 8 コース））及び業務システム操作研修（集合研修：ホームページ他 5 回、受講者 99 名）を実施した。		
				○ C I O補佐官によるA IやI O Tの概要に関する研修を役職員向けに実施した。(受講者 70 名)		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	経費の節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	経費節減 (計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 198 百万円、業務経費は 1,003 百万円	(一般管理費) 233 (業務経費) 1,056	(一般管理費) 226 (▲3%) (業務経費) 1,045 (▲1%)	(一般管理費) 219 (▲6%) (業務経費) 1,034 (▲2%)	(一般管理費) 212 (▲9%) (業務経費) 1,024 (▲3%)	(一般管理費) 205 (▲12%) (業務経費) 1,013 (▲4%)	(一般管理費) 198 (▲15%) (業務経費) 1,003 (▲5%)	—
	経費節減 (実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	—	(一般管理費) 206 (業務経費) 592	(一般管理費) 203 (業務経費) 611	(一般管理費) 224 注 2(218) (業務経費) 638	(一般管理費) 183 (業務経費) 678	(一般管理費) 186 (業務経費) 976	—
	上記削減率 (%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度（一般管理費 233 百万円、業務経費 1,056 百万円）と比べて一般管理費は 1 5 %程度、業務経費は 5 %程度削減		(一般管理費) ▲11.5% (業務経費) ▲43.9%	(一般管理費) ▲12.5% (業務経費) ▲42.1%	(一般管理費) ▲3.6% 注 2(6.1%) (業務経費) ▲39.5%	(一般管理費) ▲21.5% (業務経費) ▲35.7%	(一般管理費) ▲19.8% (業務経費) ▲7.5%	
	達成度	—	—	(一般管理費) 383.3% (業務経費) 4,390.0%	(一般管理費) 208.3% (業務経費) 2,105.0%	(一般管理費) 40.0% 注 2(67.8%) (業務経費) 1,316.7%	(一般管理費) 179.2% (業務経費) 892.5%	(一般管理費) 132.0% (業務経費) 150.0%	—

(注 1) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

(注 2) 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費を除いた実績値、削減率及び達成度である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15％程度、業務経費は5％程度の額を節減する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。 ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	＜主要な業務実績＞ ① 平成29年度においては、運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費について、運営費交付金の効率的な活用により基準額（平成24年度決算額）に対して、一般管理費は△15%、業務経費は△5%の額を削減できるよう、削減対象経費の検証を行い効率的な執行に努めた結果、一般管理費については、本部事務所の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△19.8%を節減し、業務経費については、業務・システム最適化計画に基づくWAMNET事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△7.5%を節減した。 ○ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの稼動に併せて、経営指標に係る各種データ収集の効率化を図るため、福祉医療経営指導事業に係る事業報告書等電子報告システム等を改修した。 ○ 退職手当共済事業における退職手当金給付事務の見直しを行ったことにより、繁忙期（4月～8月）における超過勤務時間を昨年度比で46%削減した。 ○ 本部事務所賃貸借契約の賃料改定に係る交渉を行い、年間約△22百万円削減した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 平成29年度においては、運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費について、運営費交付金の効率的な活用により基準額（平成24年度決算額）に対して、一般管理費は△15%、業務経費は△5%の額を削減できるよう、削減対象経費の検証を行い効率的な執行に努めた結果、一般管理費については、本部事務所の賃料を削減したこと等により、基準額に対して△19.8%を節減し、業務経費については、業務・システム最適化計画に基づくWAMNET事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等により、基準額に対して△7.5%を節減し、一般管理	評価	＜評定に至った理由＞
				（1）業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。 				

	① 公正かつ 透明な調達 手続による 適切で、迅 速かつ効果 的な調達を 実現する観 点から、機 構が策定し た「調達等 合 理 化 計 画」に基づ く取組を着 実に実施す ること。	① 公正かつ 透明な調達 手続による 適切で、迅 速かつ効果 的な調達を 実現する観 点から、機 構が策定し た「調達等 合 理 化 計 画」に基づ く取組を着 実に実施す る。	① 公正かつ 透明な調達 手続による 適切で、迅 速かつ効果 的な調達を 実現する観 点から、機 構が策定し た「平成 2 8 年度独立 行政法人福 祉医療機構 調達等合理 化計画」に 基づく取組 を着実に実 施する。		表1 調達の全体像 (単位：件、億円) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">平成28年度</th><th colspan="2">平成29年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(77.8%) 42</td><td>(90.0%) 36.8</td><td>(78.0%) 39</td><td>(95.9%) 17.7</td><td>(△7.1%) △3</td><td>(△52.0%) △19.2</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(3.7%) 2</td><td>(0.7%) 0.3</td><td>(2.0%) 1</td><td>(2.0%) 0.4</td><td>(△50.0%) △1</td><td>(26.8%) 0.1</td></tr><tr><td>競争性のある契約 (小計)</td><td>(81.5%) 44</td><td>(90.7%) 37.1</td><td>(80.0%) 40</td><td>(97.9%) 18.1</td><td>(△9.1%) △4</td><td>(△51.4%) △19.1</td></tr><tr><td>競争性のない 随意契約</td><td>(18.5%) 10</td><td>(9.3%) 3.8</td><td>(20.0%) 10</td><td>(2.1%) 0.4</td><td>(0.0%) 0</td><td>(△90.0%) △3.4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100.0%) 54</td><td>(100.0%) 41.0</td><td>(100.0%) 50</td><td>(100.0%) 18.4</td><td>(△7.4%) △4</td><td>(△55.0%) △22.5</td></tr></table> (注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の（ ）書は、平成29年度の対平成28年度伸率である。	区 分	平成28年度		平成29年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(77.8%) 42	(90.0%) 36.8	(78.0%) 39	(95.9%) 17.7	(△7.1%) △3	(△52.0%) △19.2	企画競争・公募	(3.7%) 2	(0.7%) 0.3	(2.0%) 1	(2.0%) 0.4	(△50.0%) △1	(26.8%) 0.1	競争性のある契約 (小計)	(81.5%) 44	(90.7%) 37.1	(80.0%) 40	(97.9%) 18.1	(△9.1%) △4	(△51.4%) △19.1	競争性のない 随意契約	(18.5%) 10	(9.3%) 3.8	(20.0%) 10	(2.1%) 0.4	(0.0%) 0	(△90.0%) △3.4	合 計	(100.0%) 54	(100.0%) 41.0	(100.0%) 50	(100.0%) 18.4	(△7.4%) △4	(△55.0%) △22.5	費、業務経費ともに 中期計画を達成する ことができた。 ○ 契約の適正化につ いては、調達等合理 化計画に基づく取組 みを着実に実施する とともに、契約監視 委員会における点検 を適正に行い、公正 かつ透明な調達手続 による適切で、迅速 かつ効果的な調達を 推進した。 ○ 給与水準について は、その適正化に向 けて、組織のスリム 化、機構独自の特別 都市手当据置の継 続、55 歳を超える職 員に対する給与体系 の見直し等による人 件費の削減を実施し てきた結果、年齢・ 地域・学歴差を勘案 したラスパイレス指 数は98.4ポイントと なり、国家公務員よ り低い水準を達成し ている。		
	区 分	平成28年度			平成29年度		比較増△減																																																	
		件数	金額		件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(77.8%) 42	(90.0%) 36.8	(78.0%) 39	(95.9%) 17.7	(△7.1%) △3	(△52.0%) △19.2																																																		
企画競争・公募	(3.7%) 2	(0.7%) 0.3	(2.0%) 1	(2.0%) 0.4	(△50.0%) △1	(26.8%) 0.1																																																		
競争性のある契約 (小計)	(81.5%) 44	(90.7%) 37.1	(80.0%) 40	(97.9%) 18.1	(△9.1%) △4	(△51.4%) △19.1																																																		
競争性のない 随意契約	(18.5%) 10	(9.3%) 3.8	(20.0%) 10	(2.1%) 0.4	(0.0%) 0	(△90.0%) △3.4																																																		
合 計	(100.0%) 54	(100.0%) 41.0	(100.0%) 50	(100.0%) 18.4	(△7.4%) △4	(△55.0%) △22.5																																																		
② 一般競争 入札等によ り契約を行 う場合であ っても、特 に企画競争 や公募を行 う 場 合 に は、競争性、 透明性が十 分に確保さ れる方法に より実施す ること。	② 一般競争 入札等によ り契約を行 う場合であ っても、特 に企画競争 や公募を行 う場合には、 競争性、透 明性が十分 に確保され る方法によ り実施する。	② 一般競争 入札等によ り契約を行 う場合であ っても、特 に企画競争 や公募を行 う場合には、 競争性、透 明性が十分 に確保され る方法によ り実施する。	表2 一者応札・応募状況 (単位：件、億円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">平成 28 年度</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2 者以上</td><td>件数</td><td>33</td><td>(75.0%)</td><td>26</td><td>(65.0%)</td><td>△7</td><td>(△21.2%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>5.2</td><td>(14.0%)</td><td>6.3</td><td>(34.7%)</td><td>1.1</td><td>(20.6%)</td></tr><tr><td rowspan="2">1 者以下</td><td>件数</td><td>11</td><td>(25.0%)</td><td>14</td><td>(35.0%)</td><td>3</td><td>(27.3%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>31.9</td><td>(86.0%)</td><td>11.8</td><td>(65.3%)</td><td>△20.1</td><td>(△63.1%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>件数</td><td>44</td><td>(100.0%)</td><td>40</td><td>(100.0%)</td><td>△4</td><td>(△9.1%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>37.1</td><td>(100.0%)</td><td>18.1</td><td>(100.0%)</td><td>△19.1</td><td>(△51.4%)</td></tr></table> (注 1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。 (注 3) 比較増△減の（ ）書は、平成 29 年度の対平成 28 年度伸率である。	区分		平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減		2 者以上	件数	33	(75.0%)	26	(65.0%)	△7	(△21.2%)	金額	5.2	(14.0%)	6.3	(34.7%)	1.1	(20.6%)	1 者以下	件数	11	(25.0%)	14	(35.0%)	3	(27.3%)	金額	31.9	(86.0%)	11.8	(65.3%)	△20.1	(△63.1%)	合 計	件数	44	(100.0%)	40	(100.0%)	△4	(△9.1%)	金額	37.1	(100.0%)	18.1	(100.0%)	△19.1	(△51.4%)
区分		平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減																																																		
2 者以上	件数	33	(75.0%)	26	(65.0%)	△7	(△21.2%)																																																	
	金額	5.2	(14.0%)	6.3	(34.7%)	1.1	(20.6%)																																																	
1 者以下	件数	11	(25.0%)	14	(35.0%)	3	(27.3%)																																																	
	金額	31.9	(86.0%)	11.8	(65.3%)	△20.1	(△63.1%)																																																	
合 計	件数	44	(100.0%)	40	(100.0%)	△4	(△9.1%)																																																	
	金額	37.1	(100.0%)	18.1	(100.0%)	△19.1	(△51.4%)																																																	
					○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組みを行った。 a 競争性のない随意契約に対する取組み 会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の 確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。 なお、調達等合理化推進委員会において、競争性のない随意契約の事前点検を行った。 (実績：12 件) b 一者応札・応募に対する取組み 機構ホームページにおいて公表している「1 者応札・1 者応募に係る改善方策について」 に基づき、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ。 ・ 公告期間を原則として 10 営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」 等においては 10 日間） ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、公告に先立ち、調達を予定す る案件をホームページに掲載すること ・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を 設定しないこと 等 上記の取組みのほか、応札者等の拡大を図るため、平成 29 年度に一者応札となった案 件 14 件について、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施すると	＜課題と対応＞ 特になし。																																																		

					ともに、アンケート結果については、調達スケジュールの設定等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。 c 総合評価落札方式の効果的な活用 多額の資金を投資する案件における品質の確保を図るため、技術的要素の評価を行うことが重要であった「月刊誌 WAM 企画・編集補助、印刷・製本等に関する業務」他の調達（9 件）は総合評価落札方式により実施した。 d 障害者優先調達推進法への取組み等 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を 10 件 1,981 千円行った。当該方針においては「前年度実績（9 件 1,661 千円）を上回る」としていた目標を達成した。 ○ 調達に関するガバナンスの徹底に資するため、不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組みの一環として、公正取引委員会が主催する「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）等研修会」に契約担当者 1 名を派遣した。 ○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）23 件、一般競争入札（総合評価落札方式）9 件、企画競争 1 件、競争性のない随意契約 12 件に係る以下の事項の審議を徹底した。 a 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること b 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、調達等合理化推進委員会にオブザーバーとして監事及び監査室長の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。 （参考） 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成 20 年 2 月 13 日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。 ○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準（新たな競争性のない随意契約、2 か年度連続の一次応札・応募案件など）に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、6 月 26 日に同委員会を開催し、「平成 29 年度調達等合理化計画（案）」（平成 28 年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む）の事前点検を行うとともに、平成 28 年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約 4 件、2 か年度連続の一次応札・応募案	
--	--	--	--	--	--	--

③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

					件 3 件について事後点検を行った。 【点検結果】 主な意見等としては、次のとおりであった。 a 「平成 28 年度取り組み状況」及び「平成 29 年度調達等合理化計画（案）」について 正確性を期すため、一部記述の見直しを求められた。 b 「新たな競争性のない随意契約」について 「宿舍借上費用」に関連し、競争性のない随意契約の考え方について、各委員から意見が述べられた。 c 「2 か年度連続一者応札・一者応募」について 「システムの改修業務」について、継続的な基幹システムの改修業務であるため、結果的に開発業者等による一者応札・応募となったことは止むを得ないが、将来、他者も競争に参加しやすい汎用性のあるシステムへ抜本的に刷新する等、中長期的な改善案というものも検討されたらよいのではないか。 2 か年連続して一者応札・応募となっている案件について、特に落札率が高い調達は、予定価格が適切であったということを、発注者側で残しておく必要があるだろう。 【委員の意見等に対する対応】 「2 か年度連続一者応札・一者応募」について、次の対応を図ることとした。 - 新たなシステム関係の構築の際は、ご意見を踏まえた対応を講じていく。予定価格の積算については、従来から適切性に十分配慮しているが、今後も引き続きその確保に努めて参りたい。 ○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、全て実施済みである。 ○ 「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成 20 年度末に策定）に基づき、平成 29 年度の総合評価落札方式及び企画競争は次のとおり実施した。なお、公募については実施実績がなかった。 a 入札公告から提案書提出までの十分な日程の確保 （総合評価） - 平成 29 年度に総合評価落札方式により実施した調達は 9 件であった。そのうち「物品に係る政府調達手続きについて（運用方針）」（平成 6 年 3 月 28 日アクション・プログラム実行推進委員会）の対象となった 2 件は、公告から提案書提出期限まで 54 日間（原則として 50 日間）を確保した。 - 残る 7 件は、原則として 10 営業日以上としているところ、業者からのプレゼンテーションに係る期間を考慮し、平均 22 日間を確保した。 （企画競争） - 平成 29 年度に企画競争により実施している調達は 1 件であり、公告から提案書提出期限まで 18 日間を確保した。 b 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開 - 総合評価落札方式及び企画競争により調達を実施した案件については、いずれも選定基準及び配点を事前に公表した。また、その結果について、総合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。 c 選定委員における外部有識者割合の基準の設定		
--	--	--	--	--	---	--	--

					・ 総合評価落札方式における評価委員の選定にあたっては、透明性を確保するため、外部有識者を含めることを義務付けている。 ○ 契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、原則として契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、調達等合理化推進委員会において、契約方式の妥当性及総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。 ○ また、調達等合理化推進委員会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。 ○ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」（平成 21 年 7 月 24 日策定、平成 29 年 6 月 28 日改正）に基づき、次のとおり改善の取り組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。 （改善方策の主なもの） ・ 公告期間を原則として 10 営業日以上（国における「予算決算及び会計令」等においては 10 日（暦日）間）とすること。なお、システム保守については複数年契約とすることとしており、複数年による経費削減効果だけでなく、政府調達協定の対象として長期の公告期間を確保すること ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、公告に先立ち、調達を予定する案件をホームページに掲載すること ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討したうえ、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと なお、平成 29 年度に調達を予定する案件について平成 29 年 4 月に機構ホームページで公表し、毎月更新を行ったほか、次回調達仕様の検討の参考とするため、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、機構内の関連部署へ周知している。 ○ 上記①のとおり。		
	（３）運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度と比べて一般	（３）運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度と比べて一般管理	（３）運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画	○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。			

	管 理 費 は 1 5 % 程 度、業 務 経 費 は 5 % 程 度 の 額 を 節 減 す る こ と。 （注）貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。 総人件費については、政府における総人件費削減の	費 は 1 5 % 程 度、業 務 経 費 は 5 % 程 度 の 額 を 節 減 す る。 （注）貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。 総人件費については、政府における総人件費削減の	を 達 成 す る よ う、更 な る 経 費 の 削 減 へ の 取 組 を 行 う。 （注）貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に				
--	---	---	---	--	--	--	--

	取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に	取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。	対応する。 機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。	○ 国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。 ○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。 ■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損	○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 113.5 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 98.4 となる。 ○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成 29 年度においても以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成 30 年 6 月に公表した。 ・ 55 歳を超える職員（3 等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国を上回る引下げを引き続き実施（国△1.5%、機構△2.0%） ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、平成 28 年度に 20%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続 ○ 平成 29 年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定を実施した。 ○ ラスパイレス指数の状況 <table><tr><td>対国家公務員</td><td>113.5</td></tr><tr><td>地域勘案</td><td>100.3</td></tr><tr><td>学歴勘案</td><td>110.5</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>98.4</td></tr></table> （注）地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数 ○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 ① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。（職員の割合…東京都特別区：88.2%、大阪市：11.8%） ③ 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は 56.8%（平成 29 年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 89.6%となっており、学歴構成による差があること。 ○ 給与水準の適切性の検証 ・ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 113.5（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 98.4 となる。 ・ 国からの財政支出について 国の財政支出額 33,111 百万円の内訳は、運営費交付金 2,815 百万円、社会福祉振興助成事業に係る助成費補助金 608 百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金 26,071 百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金 3,617 百万円である。	対国家公務員	113.5	地域勘案	100.3	学歴勘案	110.5	地域・学歴勘案	98.4		
対国家公務員	113.5														
地域勘案	100.3														
学歴勘案	110.5														
地域・学歴勘案	98.4														

	照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。		の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。 ■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	・ 累積欠損額 平成 28 年度決算において累積欠損額は発生していない。 ・ 法人の業績評価 機構は平成 28 年度業務実績について、厚生労働大臣の評価において 16 項目中 4 項目 A（中期目標を上回っている）評価を受けている。 ・ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成 28 事業年度決算における支出総額 195,112 百万円に対し給与、報酬等支給総額 2,154 百万円であり、その割合は 1.1%程度である。 ・ 管理職の割合 機構職員（事務・技術）の管理職の割合は 19.3%となっている。 ・ 大学卒以上の高学歴者の割合 機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は 89.6%となっている。 ○ 法定福利費 427,674 千円（役職員一人当たり 1,474,738 円） ○ 法定外福利費 11,058 千円（役職員一人当たり 38,130 円） （主な法定外福利費の内容） ・ 住宅関連費用（宿舍の維持管理費等。ただし、使用料は国における負担額に準じて設定している。） ・ 労働安全衛生法に基づく健康診断費用 （レクリエーションへの支出状況） レクリエーション経費は支出していない。 ○ 機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。		
--	---	---	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																									
					業務実績	自己評価																										
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。 2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1－1～1－4のとおり 2 収支計画 別表2－1～2－4のとおり 3 資金計画 別表3－1～3－4のとおり	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。	＜主要な業務実績＞ ○ 平成29年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、56,741千円を確保した。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、発行に係る説明会（アナリスト向け1回、投資家向け1回）及びIR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（延べ29回）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。 <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td><td>年 限</td><td>発 行 日</td></tr><tr><td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td><td>150億円</td><td>10年</td><td>平成29年6月20日</td></tr><tr><td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td><td>150億円</td><td>10年</td><td>平成29年12月20日</td></tr><tr><td>年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）</td><td>110億円</td><td>3年</td><td>平成29年6月20日</td></tr><tr><td>年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）</td><td>70億円</td><td>3年</td><td>平成29年12月20日</td></tr><tr><td>合 計</td><td>480億円</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	区 分	金 額	年 限	発 行 日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	150億円	10年	平成29年6月20日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	150億円	10年	平成29年12月20日	年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）	110億円	3年	平成29年6月20日	年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）	70億円	3年	平成29年12月20日	合 計	480億円	－	－	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 平成29年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、予算額を上回る自己収入を確保することができた。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、発行に係る説明会（アナリスト向け1回、投資家向け1回）及びIR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（延べ29回）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舍の国庫納付を完了することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	＜評定に至った理由＞
						区 分	金 額	年 限	発 行 日																							
福祉医療貸付事業（一般勘定）	150億円	10年	平成29年6月20日																													
福祉医療貸付事業（一般勘定）	150億円	10年	平成29年12月20日																													
年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）	110億円	3年	平成29年6月20日																													
年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）	70億円	3年	平成29年12月20日																													
合 計	480億円	－	－																													

		第5 短期借入金の 限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金 の受入れの遅延 等による資金不 足に対応するた め。 (2) 一般勘定にお いて、貸付原資 の調達の遅延等 による貸付金の 資金不足に対応 するため。 (3) 年金担保貸付 勘定及び労災年 金担保貸付勘定 において、貸付 原資に充当する ため。 (4) 共済勘定にお いて、退職者の 増加等による給 付費の資金不足 に対応するため。 (5) 予定外の退職 者の発生に伴う 退職手当の支給 等、偶発的な出 費に対応するた め。	第5 短期借入金の 限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金 の受入れの遅延 等による資金不 足に対応するた め。 (2) 一般勘定にお いて、貸付原資 の調達の遅延等 による貸付金の 資金不足に対応 するため。 (3) 年金担保貸付 勘定及び労災年 金担保貸付勘定 において、貸付 原資に充当する ため。 (4) 共済勘定にお いて、退職者の 増加等による給 付費の資金不足 に対応するため。 (5) 予定外の退職 者の発生に伴う 退職手当の支給 等、偶発的な出 費に対応するた め。				
		3 不要資産の国庫 納付	第6 不要財産又は 不要財産となる ことが見込まれ る財産がある場 合には、当該財	第6 不要財産又は 不要財産となる ことが見込まれ る財産がある場 合には、当該財			

	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	産の処分に 関する計画 以下不要財産を国庫納付する。 - 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舎（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舎（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 - 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。	産の処分に 関する計画 中期計画に定めた計画に基づき、平成28年度以降に国庫納付する宿舎について、土地境界確定測量、不動産鑑定評価等、売却手続きを進め、売却が完了次第、順次金銭納付を行う。	○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。 ■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。	○ 平成29年3月に売却のための一般競争入札を実施し売買契約を締結した日野宿舎については、平成29年4月に落札者に引き渡しを行った。 ○ 日野宿舎の引き渡しに伴う売却収入については、収入から売却に要した費用を控除したうえで11月に国庫納付した。 当該国庫納付をもって全ての職員宿舎の国庫納付が完了した。 ○ 事業の廃止等に伴い不要となる財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。		
--	--	--	---	---	---	--	--

		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 ■ 利益剰余金が計	1 決算の状況 平成 29 年度決算においては、年金担保貸付勘定以外の勘定で当期総利益を計上または損益均衡となったところである。 各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。 2 各勘定における利益の発生要因等 [一般勘定] 2,963 百万円の当期総利益が発生。 これは、以下の要因によるものである。 ① 東日本大震災からの復旧・復興のための優遇融資等の実施に伴い、利差（逆ざや）等が発生したことによるもの（△332 百万円） ② 平成 29 年度業務執行にあたり、運営費交付金及び各種事業収入等の収入に対し、各事業業務費及び一般管理費等の費用が上回ったことによるもの（△371 百万円） ③ 優遇貸付（無利子または金利優遇）について、調達金利の低下により金利差（逆ざや）が縮小した一方、基準金利+αの融資等の金利差（利ざや）による利息収入が逆ざや分を上回ったことによるもの（+3,666 百万円） [共済勘定] 58 百万円の当期総利益が発生。 これは、業務達成基準（管理部門は期間進行基準）に基づ		
--	--	--	--	--	--	--

				上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。 ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか	き当年度分運営費交付金を全額収益化のうえ、一部経費について経費削減を図ったことによるものである。 [保険勘定] 1,621 百万円の当期総利益が発生。 これは、以下の要因によるものである。 ① 心身障害者扶養保険責任準備金が減少し、戻入益が発生したことによるもの（＋757 百万円） ② 金銭の信託等運用益が増加したことによるもの（＋889 百万円） ③ 業務達成基準（管理部門は期間進行基準）に基づき当年度分運営費交付金を全額収益化のうえ、支出超過が生じたことによるもの（△25 百万円） [年金担保貸付勘定] 貸付金利息の減少等に伴い100 百万円の経常損失が発生したが、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しにより、当期総損失 20 百万円が発生している。 [労災年金担保貸付勘定] 貸付金利息の減少等に伴い2 百万円の経常損失が発生したが、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しにより、損益は均衡している。 [承継債権管理回収勘定] 20,879 百万円の当期総利益が発生。 これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。 なお、当期総利益は通則法第 44 条第 1 項の規定により積立金として整理されたのち、独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとなっているため目的積立金として申請していない。 3 繰越欠損金の状況 平成 29 年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において繰越欠損金を計上している。 ・一般勘定・・・△1,215 百万円 一般勘定（福祉医療貸付事業）については、東日本大震災からの復旧・復興に係る福祉医療貸付の優遇措置を行ったことにより、繰越欠損金が生じている。なお、当該繰越欠損金については、平成 23 年度補正予算において東日本		
--	--	--	--	--	---	--	--

				(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 ■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ■ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。	大震災への対応として措置された政府出資金(142億円)にて財務基盤の強化が図られている。 ・保険勘定・・・△1,347百万円 保険勘定(心身障害者扶養保険事業)については、平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から厚生労働大臣が指示する運用利回り(2.8%)を確保できなかったことや、年金受給者の増加に伴う年金給付金の増加により、平成29年度末時点において繰越欠損金が解消できていない状況である。なお、平成29年度末における繰越欠損金については約13億円となり、前年度に比べ約16億円減少している。 ○ 運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、業務達成基準(管理部門は期間進行基準)に基づき平成29年度交付分は全額収益化している。 ○ 平成29年度決算において運営費交付金債務を計上している勘定はない。 ○ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているが、これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。		
--	--	--	--	--	---	--	--

				■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。	○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。 ○ 関連法人に対する出資等はない。		
--	--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度（初年度）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	261	242	230	97	14
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	123	397	432	514
うち経営努力認定相当額					27
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	207	233	979	392	－
当期の運営費交付金交付額（a）	3,352	3,470	4,180	3,056	2,815
うち年度末残高（b）	207	29	802	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	6.2%	0.8%	19.2%	－	－

(注 1) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

(注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の金額を記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

		を行う。 (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。 (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。	○ 役員会を原則として月 1 回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月 2 回開催し、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成 29 年度重点目標」の指示、「平成 28 年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。 ○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。 ○ 経営サポートセンターと各部が連携し、以下の取組みを行った。 - 福祉医療貸付部及び NPO リソースセンターと連携し、社会福祉法人、NPO 法人をはじめとする介護福祉事業者を対象に、「融資」「助成」「寄付」などの多様な資金調達の可能性について有識者及び機構職員による講演や対談を行うイベントとして「資金調達セミナー」を開催し、安定的な事業運営に有益となる情報提供に努めた。 - 広報課と連携し、経営サポートセンターの知見を活かし、月刊誌 WAM にて経営指標に関する記事を掲載した。(18 本) - 経営サポートセンターが開催するセミナーに併せ、福祉医療貸付部、情報システム室及び共済部と連携し、各事業の相談会や説明会を行った。(相談件数 124 件) - 経営サポートセンターの職員が派遣された外部講演に併せ、福祉医療貸付部と連携し、貸付事業の説明を行った。(計 3 回) - 福祉施設や病院における経営上の課題等について確認するため、情報システム室と連携し、次のアンケートを実施した。	
--	--	--	--	---	---	--

				a 改正社会福祉法への対応について（6月公表） b 療養病床について（10月公表） c 特別養護老人ホーム開設時実態調査（3月公表） d 社会福祉法人経営動向調査（四半期毎に実施） e 特別養護老人ホームの入所状況に関する調査（3月公表） ・ 福祉医療貸付事業のイエローゾーン先顧客における経営改善を支援するため、福祉医療貸付部と連携し、各経営セミナーのご案内及び申込書を送付した。（8回） ○ 平成 29 年度より、WAM NET 基盤を活用して、経営サポートセンターの経営セミナー業務及び共済部の退職手当共済事業に係る連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構内部と外部関係者との各種事務手続きの円滑化を支援した。 ○ WAM NET のメール一括配信機能を活用し、各事業における情報を迅速かつ安全に発信することにより、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。 ・ 社会福祉振興助成事業の助成先団体等向けのメールマガジン（28 回） ・ 福祉医療経営指導事業の経営動向調査モニターに向けたお知らせ等（47 回） ・ 福祉医療経営指導事業の経営セミナーに関するお知らせ（10 回） ・ 福祉医療経営指導事業の事業報告書電子報告システムの利用者に向けたお知らせ（7 回） ・ 月刊誌WAMの発刊のお知らせ（5 回） ○ 退職手当共済事業を行う共済部から福祉医療貸付に係る債権管理部門に対して、掛金未納を理由に退職手当共済契約を解除した法人に関する情報を提供した。		
			■ 法人の業務改善	○ 経営企画会議等において各業務の実績及		

				のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。	び進捗（毎月・四半期毎）並びに業務改善の取組みを機構内で共有し、トップマネジメントによる分析・評価を機構内に周知している。		
--	--	--	--	---------------------------------	---	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	業務管理（リスク管理）の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとすること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 （1）効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が	2 業務管理（リスク管理）の充実 （1）ガバナンス態勢等の更なる充実・強化を図るため、ガバナンス委員会による継続的なモニタリングを実施するほか、内部監査機能の強化を図るなど、更なる高度化を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っているか。	<主要な業務実績> ○ 定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成29年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成30年度リスク対応計画の策定を行った。 ○ 平成29年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員向けにe-ラーニング研修を実施するとともに、当該研修の内容等に関する理解度チェックを実施することにより機構内コンプライアンス等の周知徹底を図った。 また、引き続き、機構内におけるコンプライアンス意識の定着を図るため、平成30年度コンプライアンス・プログラムの策定を行った。 ○ 災害時の対応として、以下の取組みを行った。 a 災害等の発生時における各事業の業務継続をより確実なものとするため、情報基盤の十分な安全が確保されるデータセンターを選定のうえ、平成30年1月にサーバ等のシステム用情報機器類を移設し、情報システムの安定した運用環境を構築した。 b 大阪支店事務所ビルにおいて定期的に実施される計画停電及び災害時訓練に向けて、支店サーバ群及び通信機器類の電源切断・投入及び災害時のPC、サーバ等の情報機器類の被害状況のチェックを	<評定と根拠> 評定：B ○ ガバナンスの更なる高度化を図るため、定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成29年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成30年度リスク対応計画の策定を行い、金融検査マニュアルの各項目に対する当機構の対応状況の乖離（ずれ）を確認し、課題を認識するとともに、洗い出された課題についてPDCAサイクルを通じた分析・評価、改善活動を行った。 また、平成29年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を目的とした役職員向けe-ラーニング研修を実施するとともに、当該研修の内容等に関する役職員の理解状況を確認するため、コンプライアンス等に係る理解度チェックを実施した。 ○ 災害等の発生時における各事業の業務継続の観点から、新たに情報基盤の十分な安全が確保されるデータセンターを選定し、機器の移設、運用環境の構築を実施のうえ、平成30年1月より運用を開始し、業務環境の安定化を図った。 また、災害時に向けた取組として、大阪支店事務所ビルにて定期的に実施される計画停電及び災害時訓練において、支店サーバ群及び通信機器類の電源切断・投入及び災害時のPC、サーバ等の情報機器類の被害状況のチェックを適切に実施するため、連絡体制及び対応手順について、9月に確認を行った。 また、災害訓練にあわせ、災害時を想定したサーバ等機器の稼働確認、外部委託を行っているシステムに係る委託業者との連絡体制	評価 <評定に至った理由>	

				適切に実施するため、連絡体制及び対応手順について 9 月に確認を行った。 c 「災害時における情報システム復旧計画」に基づく災害時を想定したサーバ機器等の稼働確認、外部委託を行っているシステムに係る委託業者との連絡体制の確認等訓練を 12 月に実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査の更なる充実に向けて、効率的にリスクの高い項目を抽出するため、発生可能性、影響度及び統制水準の観点からリスクレベルを定量評価したうえで監査項目を選定し、監査を実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理の動向や平成 29 年度内部監査の結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、平成 30 年度内部監査計画を策定した。	の確認等の初動訓練を「災害時における情報システム復旧計画」に沿って実施し、業務継続計画との整合性確認及び円滑な復旧作業実施に向けた訓練を 12 月に行い、業務継続の運用体制を強化した。 ○ A L Mの手法によるマチュリティラダー分析及びデュレーション分析を実施し、結果についてガバナンス委員会で報告した。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、内部セキュリティ対策の一環として標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修等の人的対策を実施した。 また、U S Bメモリの利用を制限する技術的対策のほか、機構L A N環境下における情報漏洩防止のためにデータセンターへのサーバ移設を実現して物理的な対策を施したことで、セキュリティ対策の更なる高度化を図った。 ○ 厚生労働省の情報セキュリティ監査については、平成 28 年度の監査結果に基づく措置結果及び改善実施計画の提出を 6 月に行い、翌 7 月に平成 29 年度情報セキュリティ監査における事前調査票の提出を経て、書面による監査について 12 月に対応した。 ○ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による情報セキュリティ監査については、平成 29 年度監査対象法人として選定されたことを受け、監査対応に際し監査委託先である IPA と受検に向けた事前調整を行い、円滑な監査実施に向けて協力を行うとともに、各種要請事項についても適切に対応した。 また、ペネトレーションテストにおける指摘事項については、厚生労働省に対し改善実施報告を 3 月に提出した。 ○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。 ○ 業務改善活動の活性化として、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用するなど、業
また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。	○ A L Mシステムを適切に活用するなど、金利リスクの抑制に努めているか。 ○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。	○ 市場リスク及び流動性リスクの管理にあたり、A L Mの手法によるマチュリティラダー分析及びデュレーション分析を実施し、結果について、ガバナンス委員会で報告した。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、平成 29 年度情報セキュリティ計画を策定し、以下のとおり情報セキュリティ対策を強化した。 a 人的対策 ・ 標的型攻撃メール対応訓練（6 回） ・ 構内L A N（オープン環境）におけるセキュリティ関連情報の周知 N I S Cサイバーセキュリティ月間における普及啓発（平成 30 年 2 月 1 日～3 月 18 日） ・ 新任者向け情報セキュリティ研修及び情報システム管理者向け研修 b 技術的対策 ・ U S Bメモリの利用を制限する技術的対策の実施	

					c 物理的対策 ・データセンターへのサーバ移設 d 災害時対応訓練(12月(総務課と連携)) ○ 厚生労働省が所管する独立行政法人等を対象に実施する「情報セキュリティ監査」に対して、平成 28 年度監査結果に基づく措置結果及び改善実施計画の提出(6月)、平成 29 年度情報セキュリティ監査における事前調査票の提出(7月)を経て、12 月に実施された監査(書面)に適切に対応した。 また、厚生労働省より指示のあった情報資産の棚卸し及びリスク評価について、平成 28 年度に実施した退職共済業務処理システムを除く対象システムにかかるリスク評価を実施した。 ○ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による「情報セキュリティ監査」にあたり、監査委託先の(独)情報処理推進機構(IPA)と受検に向けた事前調整を行ったうえで、実施された監査に適切に対応した。	務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
		(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。	(2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、ガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切に把握のうえ、改善措置等を講じる。 また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リス	○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。	○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー(点検)を実施し、品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。 ○ 内部監査(書面審査、ヒアリング調査)を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 ○ システムリスク管理の強化を目的として平成 26 年度に受けたシステムリスク外部監査に係る監査報告書で示された課題について、改善活動をフォローアップした。		

		また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。	クの抑制を図る。 さらに、業務改革等に向けた職員の自主的な取組を奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。	○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。	○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上等を図るため、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用し、平成 29 年度は名刺の裏面を活用した機構業務の P R や一時共有フォルダの運用についての提案があり、役員会の審議を経て実行した。 ○ 職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境をつくることによってその能力を十分発揮できるよう、第 1 期（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）、第 2 期（平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に引き続き第 3 期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）においても行動計画を策定・推進した結果、平成 29 年 11 月 21 日付で厚生労働省より次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を更新した。 ○ 新規採用職員に気軽に相談できる環境をつくることで、仕事への意欲を高めるとともに不安を解消することを目的として、新規採用職員の業務や業務外のことについて先輩職員“メンター”が個別対応で相談を受けるメンター制度を創設した。 ○ 業務の有効性・効率性 理事長の指揮、監督のもとで機構のミッションを効率的かつ効果的に果たすため、次のとおり各現業部門または管理部門の状況等を取りまとめて報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。 ・ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。 - また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的に業務を運営している。 ・ 内部監査計画により、リスクベースで	
--	--	--	---	---	---	--

					設定した各部署に対する監査項目に基づき、内部監査（書面審査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事項に関する改善活動をフォローアップした。 また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。 ○ 財務報告等の信頼性 会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査などにより、信頼性を確保している。 ○ 法令等の遵守 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため整備している「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」、「独立行政法人福祉医療機構コンプライアンス・マニュアル」等について、適宜、研修等の機会を通じ役職員への周知徹底及び法令等遵守意識の定着の徹底を図っている。 また、個人情報保護を適切に実施する観点から「独立行政法人福祉医療機構顧客情報管理規程」及び「顧客情報保護マニュアル」について研修を行い、役職員への周知徹底等を図るとともに、必要な見直しを行い、併せて、特定個人情報等の管理に係る関係規程等についても必要な整備及び見直しを図っている。さらに、ガバナンス委員会において個人情報及び特定個人情報の管理状況に係るモニタリングの報告を行うなど、情報保護の重要性を踏まえた対応を行っている。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート番号 696・741

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	常勤職員数（計画値）	期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 100%以内	－	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	－
	常勤職員数（実績値）	－	83.9%	86.6%	86.6%	86.6%	88.3%	89.0%	－
	達成度	－	－	115.5%	115.5%	115.5%	113.3%	112.4%	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。 人事に関する事項 (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。 ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。	<主な定量的指標> ① 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。 ○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。	<主要な業務実績> ① 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成29年度末の常勤職員数は266人（再雇用職員6名を含む）、期初の常勤職員数の89.0%となった。 ○ 中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図るため、管理職の参事制度（年齢到達により、管理職ポストを外れる仕組み）及び課長代理職の副参事制度（年齢到達により課長代理職ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を引き続き実施した。 ○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させた。	<評定と根拠> 評定：B ○ 人員に関する指標については、平成29年度末の常勤職員数は266人（再雇用職員6名を含む）、期初の常勤職員数の89.0%となり、中期計画を達成することができた。 ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）及び課長代理職の副参事制度（年齢到達により課長代理職ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み）を引き続き実施するなど、組織の活性化に向けて取り組んだ。 ○ 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 ○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえた平成29年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ、勉強会を開催（9回）した。 また、昨年度に引き続き、係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした研修通信教育（金融業務能力検定）を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。 <課題と対応> 特になし。	評定 <評定に至った理由>	

	運営に努めること。	③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。	③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。 また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。	○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。	○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「論理的思考と共感的理解で課題を解決するクリティカル・コミュニケーションセミナー」ほか）、通信教育（「マネジメントコントロールコース」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：27名、通信教育受講者：14名） ○ 入社から数年を経過した係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得する基礎知識研修を実施するほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する各業務基礎研修を実施した。 ○ 国の政策動向を踏まえた平成 29 年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「介護人材の確保・定着に向けた支援」に関する勉強会を開催するなど、外部講師等による勉強会を実施した。（9回） ○ 金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育（金融業務機能検定）を実施した。（融資コース：8名、財務コース：3名、法務コース：3名） ○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等への研修派遣を継続して実施した。	○ 上記①のとおり。
		（2）人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。（参考1） 期初の常勤職員数	（2）人員に係る指標 平成28年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。	○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。	○ 上記①のとおり。	

		299人 (参考2) 中期目標期間中の 人件費総額見込み 10,187 百万円 ただし、上記の 額は、役員報酬並 びに職員基本給、 職員諸手当及び時 間外勤務手当に相 当する範囲の費用 である。 2 施設及び設備に 関する計画 なし 3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標の期 間の最終事業年度に おいて、独立行政法 人通則法第44条の 処理を行ってなお積 立金があるときは、 その額に相当する金 額のうち厚生労働大 臣の承認を受けた金 額について、独立行 政法人福祉医療機構 法第12条第1項に 定める業務の財源に 充てることとする。	2 施設及び設備に 関する計画 なし 3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標期間 からの繰越積立金は、 独立行政法人福祉医 療機構法第12条第 1項に定める業務の 財源に充てることと する。	○ 国家公務員の再 就職者のポストの見 直しを図っている か。特に、役員ポス トの公募や、平成2	○ 国家公務員の再就職者は、役員・職員と もない。なお、国家公務員の再就職者が 就く嘱託ポストに該当するものは設置して いない。		
--	--	--	--	---	---	--	--

				1 年度末までに廃止 するよう指導されて いる嘱託ポストの廃 止等は適切に行われ たか。 ○ 独立行政法人職 員の再就職者の非 人件費ポストの見直 しを図っているか。	○ 該当ポストなし。		
--	--	--	--	---	-------------------	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）